

ひとり親家庭 サポートブック 令和2年度版

安心して子どもを育てたい・・・
経済的に安定した暮らしがしたい・・・
子育てのこと、仕事のこと、あなたを応援します



堺市

＝ 目 次 ＝

1 相談	1	4 生活支援	25
○ 保健福祉総合センター		○ ひとり親家庭医療費助成制度	
○ 民生委員児童委員・主任児童委員		○ 遺族基礎年金	
○ 堺市子ども相談所		○ 児童扶養手当	
○ 母子家庭等就業・自立支援センター		○ 交通遺児手当	
○ その他の相談窓口		○ 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度	
○ その他の相談機関		○ JR通勤定期乗車券の特別割引制度	
○ その他		○ 大阪府生活福祉資金	
○ 男性のための相談機関		○ 小口更生資金	
○ 女性のための相談機関		○ たばこ小売販売業の許可に関する基準の緩和	
○ ひとり親世帯家計相談事業		○ 少額預金の利子所得等に対する非課税制度	
2 就労支援	9	○ 一般財団法人 堺市母子寡婦福祉会	
○ 母子家庭等就業・自立支援センター事業		○ 税金のこと	
○ 母子・父子自立支援プログラム策定事業		○ 住まいのこと	
○ ひとり親家庭等就業支援講習会		○ 交流事業	
○ ひとり親家庭の母又は父のための自立支援給付事業		5 教育支援	40
○ ひとり親家庭の母、父又は児童のための給付事業		○ 就学援助	
○ その他の自立支援給付金について		○ 公立高等学校等就学支援金	
○ 雇用対策		○ 大阪府立大学工業高等専門学校授業料減免等	
3 子育て支援	17	○ 私立高等学校・専修学校高等課程等生徒就学支援金・授業料支援補助金	
○ 子ども医療費助成制度		○ 日本学生支援機構(貸与)(給付)	
○ ひとり親家庭等日常生活支援事業		○ 大阪府育英会奨学金・入学資金(貸与)	
○ 児童手当		○ 堺市奨学金	
○ 認定こども園		○ 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金(就学支度資金・修学資金)	
○ 保育所(園)		○ 堺市立自転車等駐車場の定期使用料の減額	
○ 一時預かり		○ 泉北高速鉄道等通学費補助制度について	
○ 地域型保育事業		○ 生活困窮世帯の高校生などへの学習支援	
○ 子育て支援コーディネーター		6 その他	43
○ 子育て短期支援事業		○ 電話案内	
○ 病児保育事業			
○ 堺市ファミリー・サポート・センター			
○ 地域子育て支援事業			
○ ひとり親支援講座			
○ 養育費に関する公正証書等作成促進給付金			
○ 養育費の保証促進給付金			
○ ～面会交流と養育費について～			

<本文中の記号について>

△ は母子家庭が対象

▽ は父子家庭が対象

▲ は母子家庭、父子家庭とも対象

相 談

母子家庭や父子家庭となったため、日常生活や就業面、お子さんのことなどでご心配やお困りのことや悩みや不安を抱えていませんか？ ひとりで悩まずお気軽にご相談ください。

▲ 保健福祉総合センター

暮らしや健康のことなど、さまざまな福祉と健康の相談窓口です。

▲ ひとり親相談（各区母子・父子自立支援員 月・火・木・金曜日の9：00～16：00）

離婚後の不安など母子家庭等・寡婦の生活上の相談。自立のための相談や子どもの養育などの相談窓口です。

▲ 家庭児童相談室

0歳から18歳までの子どもとご家庭の様々な相談にに応じている窓口です。虐待の相談や連絡（通告）窓口にもなっています。子育てのこと、心や体の発達心配、幼稚園や学校生活の悩み、地域での子育てに関する情報など、お気軽にご相談ください。

△ 女性相談

女性相談員の勤務時間は、区役所により異なりますので、事前にお問い合わせください。

離婚、配偶者からの暴力、生活などさまざまな悩み・問題をかかえた女性のための相談窓口です。

◎問合せ（直通）

堺保健福祉総合センター子育て支援課 ☎ 228-7023 中保健福祉総合センター子育て支援課 ☎ 270-0550
東保健福祉総合センター子育て支援課 ☎ 287-8198 西保健福祉総合センター子育て支援課 ☎ 343-5020
南保健福祉総合センター子育て支援課 ☎ 290-1744 北保健福祉総合センター子育て支援課 ☎ 258-6621
美原保健福祉総合センター子育て支援課 ☎ 341-6411

▲ 民生委員児童委員・主任児童委員

民生委員児童委員は社会福祉増進のため、地域住民の相談支援活動を行うボランティアとして、障害者や児童、高齢者、生活に困っている方等の相談に応じるとともに、保健福祉総合センターなどの関係機関の業務に協力しています。また、主任児童委員は児童福祉に関することを専門的に担当し、民生委員児童委員と協力して、児童健全育成活動や子育て支援活動に取り組んでいます。

◎問合せ 居住地の保健福祉総合センター、または長寿支援課 ☎ 228-8347

▲ 堺市子ども相談所

子どもに関する様々な相談の受付窓口です。相談の内容によって、児童福祉司、児童心理司、医師など専門スタッフが、問題解決に向けて一緒に考え必要な支援を行います。また、必要に応じて子どもの保護、施設入所を行います。

◎問合せ 堺区旭ヶ丘中町4丁3番1号 堺市立健康福祉プラザ3階 ☎ 245-9197

▲ 母子家庭等就業・自立支援センター

母子家庭の母等の就業をより効果的に促進させるため、就業相談から就業支援講習、職業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービスの提供等を実施するとともに、地域生活の支援や生活一般についての相談、養育費の取決め等専門的な法律相談などを実施しています。詳細はP9をご覧ください。



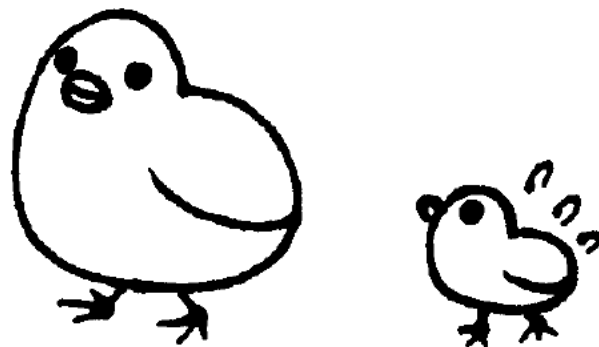
▲ その他の相談窓口

困ったことや心配なことがあれば、費用は無料なのでお気軽にご利用ください（秘密厳守）。
開催日時や申込方法等の詳細は広報「さかい」等をご覧ください。

種 類	相 談 内 容	相 談 場 所 等
市民相談 人権相談	日常生活のなかで起こるいろいろな問題 (簡易な法的問題も含む) や人権問題など	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">各区役所企画総務課</div> 堺 区 ☎ 228-7403 中 区 ☎ 270-8181 東 区 ☎ 287-8100 西 区 ☎ 275-1901 南 区 ☎ 290-1800 北 区 ☎ 258-6706 美原区 ☎ 363-9311
法律相談 <予約制>	詳細な法律知識が必要な問題についての 弁護士による相談	
人権擁護委員による 人権相談	人権侵害問題についての 人権擁護委員による相談	
行政相談	国の行政全般に関する苦情・要望などに ついての行政相談委員による相談	
行政書士による相談 <予約制>	遺言、相続、契約などの書類作成に 関することなど	
教育相談	小・中学生の 家庭教育や学校生活、転校手続きなど	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">各区役所企画総務課</div> 堺 区 ☎ 228-0292 中 区 ☎ 270-8147 東 区 ☎ 287-8109 西 区 ☎ 343-5080 南 区 ☎ 290-1805 北 区 ☎ 258-6748 美原区 ☎ 340-5511
交通事故相談	交通事故に関する諸問題 (当事者間の示談のあっ旋はできません)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">堺区役所企画総務課</div> ☎ 228-7403
登記・測量相談 <予約制>	土地建物の登記手続き・ 測量調査などについての 司法書士・土地家屋調査士による相談	
消費生活相談	商品・サービスの契約に関する消費者トラブ ルなどの相談 月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">消費生活センター</div> 堺区北瓦町2丁4番16号 堺富士ビル6階 ☎ 221-7146
育児相談	乳幼児のしつけ、遊び、健康、食事など 成長・発達についての相談	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">各区子育て支援課</div> ※1 ページ参照

種 類	相 談 内 容	相 談 場 所 等		
労 働 相 談	労働条件、労使関係など労働に関する相談（職業紹介・あっ旋は行いません）			
	月～金曜日 10：30～17：00	雇用推進課 ☎ 228-7404		
		サンスクエア堺 （予約制）	雇用推進課 ☎ 228-7404 ※実施日直前の 執務日までに予約	
	第2土曜日 13：00～18：00 ※社会保険労務士による相談	サンスクエア堺 （予約制）	予約制 堺労務事務所 ☎ 223-8033 （予約専用） 予約受付→月～金曜日 9:30～17:30	
	第2・4水曜日 12：45～15：45	中区役所	実施日の直前の 執務日までに予約。 雇用推進課 ☎ 228-7404 FAX 228-8816 予約受付→月～金曜日 9：00～17：30	
	第2・4木曜日 12：45～15：45	東区役所		
	第1・3水曜日 12：45～15：45	西区役所		
	第2・4金曜日 12：45～15：45	南区役所		
第2・4火曜日 12：45～15：45	北区役所			
第1・3火曜日 12：45～15：45	美原区役所			
堺総合労働相談 コ ー ナ ー	堺区南瓦町2丁29番地（堺地方合同庁舎3階） ☎ 340-4038			
DV 電話相談	配偶者などからの暴力に関する相談 月～金曜日 9：00～17：30 （祝日・年末年始などを除く）	堺市配偶者暴力相談支援センター 専用ダイヤル ☎ 228-3943		
	上記以外の時間	堺市夜間・休日 DV 電話相談専用ダイヤル ☎ 280-2526		

種 類	相 談 内 容	相 談 場 所 等
ジョブシップさかい 就 労 相 談 ※いずれも年末年始・祝休日 を除く	求人情報の提供、就職活動のサポート、職業適性診断など	
	月～金曜日 9:00～17:15	公益財団法人堺市就労支援協会 堺区大仙西町2丁69番地9 フリーダイヤル 0120-010-908
	月曜日 10:00～12:00	東区企画総務課 (電話相談は実施しておりません。)
	月曜日 14:00～16:00	西区企画総務課 (電話相談は実施しておりません。)
	水曜日 10:00～12:00	中区企画総務課 (電話相談は実施しておりません。)
	水曜日 14:00～16:00	美原区企画総務課 (電話相談は実施しておりません。)
	木曜日 14:00～16:00	南区企画総務課 (電話相談は実施しておりません。)
	金曜日 14:00～16:00	北区企画総務課 (電話相談は実施しておりません。)
	火曜日 13:00～16:00 ※第2・第4月曜日が祝日に該当した日の翌 火曜日は実施しません。	サンスクエア堺 堺区田出井町2番1号 (電話相談は実施しておりません。)



▲ その他の相談機関

種 類	相 談 内 容	相 談 場 所 等
ボランティア相談	ボランティアに関する 活動相談・登録・募集。 ボランティア保険の受付 月～金曜日 9:00～17:30	(社福)堺市社会福祉協議会 区事務所ボランティア相談コーナー (各区役所内) 堺 区 ☎ 226-2987 中 区 ☎ 270-4066 東 区 ☎ 287-0004 西 区 ☎ 275-0255 南 区 ☎ 295-8250 北 区 ☎ 258-4700 美原区 ☎ 369-2040
教育相談 小・中学生のいじめ 不登校や発達などの 面接相談	ソフィア教育相談 火～土曜日 9:00～17:30 (予約制)	教育センター (ソフィア・堺内) 中区深井清水町1426番地 ☎ 270-8121
	ふれあい教育相談 火～土曜日 9:00～17:30 (予約制)	人権ふれあいセンター 堺区協和町2丁61番地1 ☎ 245-2527
こころホーン (子ども電話教育相談)	子どもの教育に関するいろいろな 悩みについての電話教育相談 (24時間 いつでも)	☎ 270-5561(専用回線)
生活・仕事相談	失業などで生活に困っている方の相談、 就労支援など 月～金曜日 9:00～17:30	堺市生活・仕事応援センター 「すてっぴ・堺」 ☎ 225-5659 ※堺市生活・仕事応援センター「すてっぴ・堺」(総合福祉会館内)では、どの区にお住まいの方でも相談もできます。 ※面談予約(各区事務所での面談予約含む)、電話相談は「すてっぴ・堺」(☎225-5659)へ。
		木曜日 9:30～17:00 堺市社会福祉協議会 中区事務所
		火曜日 9:30～17:00 堺市社会福祉協議会 東区事務所
		水曜日 9:30～17:00 堺市社会福祉協議会 西区事務所
		月曜日 9:30～17:00 堺市社会福祉協議会 南区事務所
		水曜日 9:30～17:00 堺市社会福祉協議会 北区事務所
		火曜日 9:30～17:00 堺市社会福祉協議会 美原区事務所

▲ その他

種 類	相 談 内 容	相 談 場 所 等
府民お問合せセンター	大阪府の各種窓口案内・各種催しや 公共施設、府政に関することなど 月～金曜日 9：00～18：00 (祝日・年末年始を除く)	☎ 06-6910-8001 (コールセンター)
法務省の人権擁護機関 の 相 談 窓 口	差別や虐待、パワーハラスメントなど様々な 人権問題についての相談 月～金曜日 8：30～17：15 (祝日・年末年始を除く)	☎ 0570-003-110 (みんなの人権 110 番)
	いじめや体罰、不登校や親による虐待など 子どもの人権に関する相談 月～金曜日 8：30～17：15 (祝日・年末年始を除く)	☎ 0120-007-110 (子どもの人権 110 番無料)
大阪自殺防止センター	生きるか死ぬかといった悩みの相談 金曜日 13：00～日曜日 22：00	☎ 06-6260-4343
法テラス サポートダイヤル	適切な法制度、関係機関の紹介 (電話による法律相談ではありません) 月～金曜日 9：00～21：00 土 曜 日 9：00～17：00	☎ 0570-078374 <small>おなやみなし</small>

▽ 男性のための相談機関

種 類	相 談 内 容	相 談 場 所 等
堺市の相談窓口	男性の悩みの相談 (面接・電話)【要予約】 第1・3木曜日 18：00～21：00 (ただし木曜日が祝日の時は翌木曜日)	男女共同参画交流の広場 アミナス北野田3階 南海高野線北野田駅から西へ50m、 西出口からデッキで直結 ☎ 236-8266(面接相談) ☎ 237-3400(電話相談)
	男女共同参画センター相談 (面接・電話) 【面接相談のみ要予約】 火～日曜日 9：00～17：15 (祝日・年末年始・月曜日が祝日の時はその翌 日を除く)	堺市立男女共同参画センター (コクリコさかい) 堺区宿院町東 4-1-27 ☎ 224-8888
DV 電話相談	配偶者などからの暴力に関する相談 月～金曜日 9：00～17：30 (祝日・年末年始などを除く)	堺市配偶者暴力相談支援センター 専用ダイヤル ☎ 228-3943
	上記以外の時間	堺市夜間・休日 DV 電話相談 専用ダイヤル ☎ 280-2526

△ 女性のための相談機関

種 類	相 談 内 容	相 談 場 所 等
堺市の相談窓口	女性の悩みの相談（面接）【要予約】 毎週火曜日 10:00～13:00 14:00～16:00 第1・3火曜日のみ18:00～20:00 第1・3金曜日 17:00～20:00	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">男女共同参画交流の広場</div> アミナス北野田3階 南海高野線北野田駅から西へ50m、 西出口からデッキで直結 ☎ 236-8266
	男女共同参画センター相談（面接・電話） 【面接相談のみ要予約】 火～日曜日 9:00～17:15 （祝日・年末年始・月曜日が祝日の時はその翌 日を除く）	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">堺市立男女共同参画センター</div> （コクリコさかい） 堺区宿院町東 4-1-27 ☎ 224-8888
大 阪 府 の 相 談 窓 口	女性の相談・DV相談 9:00～20:00 （電話・面接相談） （祝日・年末年始を除く） ※面接はできるだけご予約ください	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">大阪府女性相談センター</div> ☎ 06-6949-6022 ☎ 06-6946-7890 ※夜間・祝日DV電話相談 （左記以外の時間） ☎ 06-6946-7890
	女性の電話相談 火～金曜日 16:00～20:00 土・日曜日 10:00～16:00 （祝日（土・日を除く）・年末年始を除く）	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">大阪府立男女共同参画・青少年センター</div> （ドーンセンター） ☎ 06-6937-7800
	女性の面接相談（要予約） 火～金曜日 17:00～21:00 土・日曜日 10:00～18:00 女性の面接相談（予約受付時間） 火～金曜日 13:30～18:00 18:45～21:00 土・日曜日 9:30～13:00 13:45～18:00 （祝日（土・日を除く）・年末年始を除く）	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">大阪府立男女共同参画・青少年センター</div> （ドーンセンター） ☎ 06-6910-8588
法務省の人権擁護機関 の 相 談 窓 口	配偶者やパートナーからの暴力、職場等にお けるセクシュアルハラスメント、 ストーカー行為等に関する相談 月～金曜日 8:30～17:15 （祝日・年末年始を除く）	☎ 0570-070-810 （女性の人権ホットライン） ※相談は女性に限りません

DV 電話相談	配偶者などからの暴力に関する相談 月～金曜日 9:00～17:30 (祝日・年末年始を除く)	堺市配偶者暴力相談支援センター 専用ダイヤル ☎ 228-3943
	上記以外の時間	堺市夜間・休日 DV 電話相談 専用ダイヤル ☎ 280-2526

▲ ひとり親世帯家計相談事業

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、経済的に不安を抱えるひとり親世帯等が、家計に関するさまざまな悩みをファイナンシャル・プランナー（FP）に相談し、専門的な視点から家計の改善策のアドバイスが無料で受けられます。

対象者

ひとり親世帯で、家計に悩みを抱える方
(主に、児童扶養手当やひとり親世帯臨時特別給付金の受給者等)

相談場所

堺市母子家庭等就業・自立支援センター
(住所) 堺区南瓦町2番1号 堺市総合福祉会館2階 (南海高野線「堺東駅」から700m)

相談日時

令和2年度の日程は、以下の通りです。
※予約制。1回の相談は1時間程度で、相談はひとり2回までです。

7月	28日	火	13:00~16:00		23日	金	13:00~16:00		22日	金	13:00~16:00
	31日	金	13:00~16:00		27日	火	13:00~16:00		26日	火	13:00~16:00
8月	2日	日	○12:30~15:30		30日	金	13:00~16:00		29日	金	13:00~16:00
	11日	火	13:00~16:00	11月	1日	日	○12:30~15:30	2月	2日	火	13:00~16:00
	13日	木	△16:00~19:00		10日	火	13:00~16:00		7日	日	○12:30~15:30
	16日	日	●9:30~12:30		12日	木	△16:00~19:00		9日	火	13:00~16:00
	23日	日	●9:30~12:30		15日	日	●9:30~12:30		12日	金	13:00~16:00
	25日	火	13:00~16:00		20日	金	13:00~16:00		16日	火	13:00~16:00
	28日	金	13:00~16:00		24日	火	13:00~16:00		21日	日	●9:30~12:30
9月	6日	日	○12:30~15:30		27日	金	13:00~16:00		26日	金	13:00~16:00
	10日	木	△16:00~19:00	12月	1日	火	13:00~16:00	3月	2日	火	13:00~16:00
	18日	金	13:00~16:00		6日	日	○12:30~15:30		7日	日	○12:30~15:30
	20日	日	●9:30~12:30		10日	木	△16:00~19:00		9日	火	13:00~16:00
	25日	金	13:00~16:00		15日	火	13:00~16:00		11日	木	△16:00~19:00
	28日	火	13:00~16:00		20日	日	●9:30~12:30		19日	金	13:00~16:00
10月	4日	日	○12:30~15:30		25日	金	13:00~16:00		21日	日	●9:30~12:30
	8日	木	△16:00~19:00	1月	12日	火	13:00~16:00		23日	火	13:00~16:00
	13日	火	13:00~16:00		14日	木	△16:00~19:00				
	18日	日	●9:30~12:30		17日	日	●9:30~12:30				

「無印」13時～16時 ○12時30分～15時30分 △16時から19時 ●9時30分～12時30分

◎予 約：堺区南瓦町2番1号
堺市母子家庭等就業・自立支援センター ☎ 224-7766
問合せ：子ども家庭課 ☎ 228-7331

就労支援

子育てしながら、収入や雇用条件面でより安定した仕事に就き、経済的に自立できるよう、就業に役立つ情報をまとめましたのでご利用ください。

▲ 母子家庭等就業・自立支援センター事業

就業経験がない、失業期間が長く再就職に不安がある方などを対象に、就職に向けての就業相談や就業情報の提供まで一貫したサポートを行います。また生活安定のための専門家による相談等を行っています。

□ 就業相談（対応：社会保険労務士等）

- ・履歴書の書き方や会社訪問、面接指導
- ・就業時の社会保険制度
- ・子育てと仕事の両立について
- ・仕事上の悩みについて
- ・離婚時の年金分割についての相談

□ 職業紹介

- ・情報提供や紹介
- ・ハローワーク堺と連携した就職支援

<相談> ※ 各種ご相談は無料です。

□ ひとり親家庭相談（生活相談・教育相談等）

- ・育児や家事、健康管理等生活一般
相談内容により、専門的な機関や各種施策についての情報を提供します。
月曜日～金曜日（祝日/年末年始を除く）9時～12時、13時～17時（受付は16時まで）
- ・専門員による将来の生活設計アドバイス ※事前相談が必要です。
将来の教育資金計画などの生活設計についての相談
（原則）火曜日（祝日/年末年始を除く）9時～12時、13時～17時（受付は16時まで）

□ 休日相談・夜間相談（就業相談・生活相談等）

- ・ひとり親家庭の様々な相談を受け付けています。
休日相談（原則）毎月第1・第3日曜日 10時～12時 13時～16時（受付は15時まで）
夜間相談（原則）毎月第2木曜日 17時～19時30分（受付は19時まで）

□ 法律相談（一般）（対応：弁護士）

- ・財産分与など生活上の諸問題に関する相談
- ・離婚問題・養育費・子の親権などの相談は離婚前でも受けています。※必ず電話予約が必要です。
（原則）毎月 第3木曜日（祝日/年末年始を除く）

□ 法律相談（養育費）（対応：弁護士）

- ・離婚問題・養育費・子の親権などの相談は離婚前でも受けています。※必ず電話予約が必要です。
（原則）毎月 第1金曜日（祝日/年末年始を除く） 相談追加日 6月～11月（原則）第2水曜日

日程は広報、HPで確認またはお問い合わせください。

法律相談時間 14時～15時/15時30分～16時30分

（相談はひとり1回1時間程度 回数は2回まで）

◎問合せ 堺市母子家庭等就業・自立支援センター ☎ 224-7766

▲ 母子・父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給者の母又は父を対象に、プログラム策定員が相談に応じて個々の状況・ニーズに合ったプログラムを策定します。ハローワーク、保健福祉総合センター子育て支援課、堺市母子家庭等就業・自立支援センターが一体とり就業までのサポートを行います。

堺市内にお住いの児童扶養手当を受給している方で、お仕事を探している方、自分に向いている仕事が見つからず悩んでいる方など、お気軽にご相談ください。

◎問合せ 堺市母子家庭等就業・自立支援センター（☎ 224-7766）

▲ ひとり親家庭等就業支援講習会（受講料は無料です。）

<p>介護職員初任者研修講座 (旧ヘルパー2級)</p>	<p>申込期間：今年度の受付は終了しています。 定員：10名 受講期間：9/17～R3/1/14 毎週木曜日 全18回 テキスト代：16,460円（自己負担） 受講会場：堺東駅前 三共堺東ビル3階</p>
<p>介護福祉士実務者研修講座</p>	<p>申込期間：今年度の受付は終了しています。 定員：10名 受講期間：8/3～11/30 開講式 8/3 受講資格：介護職員初任者研修または ホームヘルパー2級課程修了者 介護職に携わった事のある方優先他 テキスト代：介護職員初任者研修修了者 18,609円（自己負担） ホームヘルパー2級修了者 16,629円（自己負担） (両資格者共に事前徴収) 受講会場：堺東駅前 三共堺東ビル3階</p>
<p>医療事務PCセット講座</p>	<p>申込期間：今年度の受付は終了しています。 定員：5名 受講期間：9/24～R3/1/14 毎週木曜日 全16回 受講内容：医科コース + 調剤コース テキスト代：16,000円（自己負担） ※メディカルクラーク資格を取得するには、別途受験が必要です。 (受験料自己負担) 調剤事務は、講座内で試験に合格すると認定されます。 認定証取得には3,000円が必要。(自己負担) 受講会場：堺東駅前 三共堺東ビル3階 及び 堺市総合福祉会館(堺区南瓦町2-1)</p>
<p>パソコン講座 中級講座 日商データ活用エクセル3級試験対策</p>	<p>申込期間：今年度の受付は終了しています。 定員：5名 簡単なパソコン操作・文字入力ができる方 受講期間：10/1～10/29 開講式 10/1 修了式 11/1 テキスト代：3,024円（自己負担） 受講会場：堺市総合福祉会館</p>
<p>パソコン初級講座 (ワード/エクセル/パワーポイント)</p>	<p>申込期間：今年度の受付は終了しています。 定員：10名 火曜日クラス 5名 水曜日クラス 5名 受講期間：火曜日クラス 10/6～10/27 開講式 10/6 水曜日クラス 10/7～10/28 開講式 10/7 修了式(共通) 11/1 テキスト代：無料 受講会場：堺市総合福祉会館</p>

《就業支援講習会申込方法》

問合せ先：堺市母子家庭等就業・自立支援センター

〒590-0078 堺市堺区南瓦町2-1 堺市総合福祉会館2階

電話：072-224-7766

申込方法：上記事務所にお越しください

来所できない方は、各区役所子育て支援課にある申込用紙に記入の上、郵送でお申込みください。申込用紙は当会ホームページからも入手できます。<http://www.sakaiboshi.org>

ご注意：(1) 1講座につき1通のみの申込みとします

(2) 応募者多数の場合は、選考・抽選とします

(3) 講座の日程や会場を変更する場合があります

(4) 当選者にはひとり親家庭の母又は父、寡婦であることを証明する書類を提出していただきます

※ 提出書類により、取得した個人情報講座以外の目的には一切使用いたしません

受講対象者：堺市内にお住いの就労が必要なひとり親家庭の母または父（末子が20歳未満）・寡婦（寡婦とは、かつてひとり親家庭の母で末子が成人しており、現在配偶者のない方）

◎申込・問合せ：堺区南瓦町2番1号

堺市母子家庭等就業・自立支援センター

☎ 224-7766

問合せのみ：子ども家庭課

☎ 228-7331

▲ ひとり親家庭の母又は父のための自立支援給付事業

ひとり親家庭の母又は父、寡婦の自立のために、就業に結びつきやすい技能や資格を取得することにより就業の機会を拡大することを目的に次の給付事業を行っています。

★ 自立支援教育訓練給付金事業

対象者の要件について

次の6つすべての要件を満たすひとり親家庭の母又は父（20歳未満の児童を扶養する配偶者のない者）が対象となります。

- ① 堺市内にお住いの方
- ② 児童扶養手当の支給を受けている方又は、同様の所得水準にある方
- ③ 過去に同給付金の支給を受けたことがない方
- ④ 事前相談を通じて資格取得に結びつき、適職に就かせるために必要であると認められる方
- ⑤ 暴力団員及び暴力団密接関係者でない方
- ⑥ 教育訓練修了後、調査に協力いただける方

対象講座について ※事前相談が必要です

受講を希望する教育訓練の受講開始日前までに認定申請を行ってください。

対象講座は雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による一般教育訓練給付、特定一般教育訓練給付、専門実践教育訓練給付の指定講座等です。

支給額について（平成29年4月1日以降に修了した場合）

支払った費用の6割相当額で上限20万円^④、下限1万2千円（1万2千円以下は対象外）を支給します。ただし、専門実践教育訓練給付の指定講座で受講期間が1年を超える講座を受講する場合、支給額の上限は「20万円×（修業年数）^④」となります

〔教育訓練施設の長が証明する次の経費が対象となります。教育訓練施設に対して支払われた入学金、受講料、消費税です。ただし、希望により行われる訓練や提供される教材等に要する費用は除きます。〕

※雇用保険法の規定による一般教育訓練・特定一般教育訓練・専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の受給者の方は、^④で定められた額から支給を受けた教育訓練給付金の額を差し引いた額を受給できます。

◎申請・問合せ：各区役所保健福祉総合センター 子育て支援課

※1ページ参照

問合せのみ：子ども家庭課（堺市役所高層館8階）

☎ 228-7331

★ 高等職業訓練促進給付金等支給事業

対象者の要件について ※入学前までに事前相談が必要です

次の7つすべての要件を満たすひとり親家庭の母又は父（20歳未満の児童を扶養する配偶者のない者）が対象となります。

- ① 堺市内にお住まいの方
- ② 児童扶養手当の支給を受けている方又は、同様の所得水準にある方
- ③ 厚生労働大臣の指定した養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる方
- ④ 過去に高等職業訓練促進給付金（旧称：高等技能訓練促進給付金）の支給を受けたことがない方*
- ⑤ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方
- ⑥ 暴力団員及び暴力団密接関係者でない方
- ⑦ 求職者支援制度における職業訓練受講給付金や雇用保険法第24条に定める訓練延長給付、教育訓練支援給付金等、高等職業訓練促進給付金と趣旨を同じくする給付を受けていない方

※ 准看護師養成学校を卒業し、H30年4月以降、看護師養成学校に在学している方には、3年を上限に支給済みの金額を差し引いた給付金を支給される場合があります。

対象資格について

- ①看護師 ②准看護師 ③介護福祉士 ④保育士 ⑤理学療法士 ⑥作業療法士 ⑦歯科衛生士 ⑧美容師
⑨社会福祉士 ⑩製菓衛生師 ⑪調理師

対象の課程

通学制（昼間）。7年以上の経験を有する准看護師が正看護師の資格取得をする場合は通信制可。

支給額・支給期間について

支給額				支給期間
市府民税非課税世帯（修学最終年限のみ）		市府民税課税世帯（修学最終年限のみ）		
100,000円	140,000円	70,500円	110,500円	修業する期間の全期間（上限4年）

○平成31年4月の制度改正により、修学最終年限の最後の12か月間は月額4万円の加算となります。
○支給期間が4年となるのは以下の場合に限られます。

- ①資格取得のために4年の過程の履修が必須となる資格を目指す場合
- ②条件によって4年以上の過程の履修が必要となる場合
例：高等学校の看護師養成課程（5年）の一貫校に通う者
看護専門学校の定時制課程（4年）に通う者等
- ③大学の保健・医療・福祉系学部等で資格取得を目指す場合
例：福祉系学部で社会福祉士の資格取得を目指す者等

◎申請・問合せ：各区役所保健福祉総合センター 子育て支援課 ※1ページ参照
問合せのみ：子ども家庭課（堺市役所高層館8階） ☎ 228-7331

★ 高等職業訓練修了支援給付金

養成機関への入学時における負担を考慮し、**養成機関修了後**※申請があった方に高等職業訓練修了支援給付金を支給する制度です。

※高等職業訓練促進給付金を受給しながら准看護師養成機関を修了した場合で、引き続き看護師養成機関に進学される場合は、看護師養成機関の修了後30日以内での申請になります。

対象者の要件について

次の7つすべての要件を満たすひとり親家庭の母又は父（20歳未満の児童を扶養する配偶者のない者）が対象となります。※ひとり親家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始した方が対象です。

- ① 堺市内にお住まいの方
- ② 入学時・養成機関修了時ともに児童扶養手当の支給を受けている方又は、同様の所得水準にある方
- ③ 修業年限1年以上の厚生労働大臣の指定した養成機関を修了している方
- ④ 過去に高等職業訓練修了支援給付金（旧称：入学支援修了一時金）の支給を受けたことがない方
- ⑤ 入学時、養成機関修了時ともにひとり親家庭の方
- ⑥ 求職者支援制度における職業訓練受講給付金や雇用保険法第24条に定める訓練延長給付、教育訓練支援給付金等、高等職業訓練促進費と趣旨を同じくする給付を受けていない方
- ⑦ 暴力団員及び暴力団密接関係者でない方

対象資格について

- ①看護師 ②准看護師 ③介護福祉士 ④保育士 ⑤理学療法士 ⑥作業療法士 ⑦歯科衛生士 ⑧美容師
⑨社会福祉士 ⑩製菓衛生師 ⑪調理師

申請時期について

※ 事前相談が必要です

養成機関の修了日から、**30日以内**にお住まいの区の子育て支援課へ申請が必要です。
(支給申請が遅れた場合は支給できません)

支給額について

- 市府民税非課税世帯 50,000円 ○ 市府民税課税世帯 25,000円

◎申請・問合せ：各区役所保健福祉総合センター 子育て支援課 ※1ページ参照
問合せのみ：子ども家庭課（堺市役所高層館8階） ☎ 228-7331

★ 高等職業訓練促進資金貸付事業

対象者の要件について

高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方で、次の全ての要件を満たす方が対象となります。

- ① 経済的援助を必要としていること。
- ② 専門実践教育訓練給付金、保育士修学資金貸付事業又は介護福祉士等修学資金貸付事業制度を受けていないこと。
- ③ 入学準備金 平成28年1月20日以降に養成機関で修業を始め、堺市内に住民登録をしている方
就職準備金 平成28年1月20日以降に養成機関の課程を修了して資格を取得し、堺市内に住民登録をしている方。

貸付額について

- (1) 貸付額 入学準備金 50万円以内（1回のみ） 就職準備金 20万円以内（1回のみ）
(2) 利子は連帯保証人を立てる場合は無利子ですが、連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後の利率は年1%となります。

◎申請・問合せ：堺区南瓦町2番1号（堺市総合福祉会館1階）
（社福）堺市社会福祉協議会 ☎ 222-7666
問合せのみ：子ども家庭課（堺市役所高層館8階） ☎ 228-7331

▲ ひとり親家庭の母、父又は児童のための給付事業

ひとり親家庭の自立や生活の安定を図るために、より良い条件での就業や転職に向けた可能性を広げ、希望する就業や安定した就業につなげていくことを目的として、民間事業者等が実施する高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の対策講座の受講費用の軽減を図るために給付金を支給しています。

★ ひとり親家庭学び直し支援事業

対象者の要件について

次の全ての要件を満たす堺市在住のひとり親家庭の親（母子家庭の母、父子家庭の父（20歳未満の児童を扶養する配偶者のない者））及びその児童（20歳未満）が対象となります。

※ 指定申請時及び支給申請時に対象要件を満たしておく必要があります。

- ① ひとり親家庭の親が児童扶養手当の受給を受けている又は同様の所得水準にある方
- ② 過去に本給付金の受給を受けた事がない方
- ③ 高卒認定試験に合格することにより、自立につながると認められる方
※ 高等学校卒業者及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得している方や高等学校等就学支援金の支給対象となっている方は対象ではありません。
- ④ 暴力団員及び暴力団密接関係者でない方

ただし、合格時給付金は①～④に加え、受講修了時給付金の支給を受け、かつ受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した方が対象です。

対象講座について

受講を希望する講座の受講開始日以前に対象講座指定の申請を行ってください。

高卒認定試験の合格を目指す講座（通信講座を含む。）です。

※ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を取得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としません。

支給額について

◇ 受講修了時給付金

支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の40%に相当する額。

ただし、40%に相当する額が100,000円を超える場合の支給額は100,000円とし、4,000円を超えない場合は、受講修了時給付金は支払いません。

◇ 合格時給付金

支給額は支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の20%相当する額。

ただし、受講修了時給付金と合格時給付金の合計が150,000円を超える場合、受講修了時給付金と合格時給付金の支給額の合計額は、150,000円とします。

対象経費について

受講施設の長が証明する受講施設に対して支払われた入学料（対象講座の受講の開始に際し、当該受講施設に送付する入学金又は登録料）、受講料（受講に際して支払った受講費、教科書代及び教材費）及び上記経費の消費税です。

（注）次の経費は対象になりません。

高卒認定試験の受験料、必ずしも必要でない補助教材費、講座の補講費、受講施設が実施する各種行事参加に係る費用、学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用、受講のための交通費など

申請について

指定が必要ですので受講を希望する講座の受講開始日前までに指定申請を行って下さい。

（注）受講対象講座としての指定を受ける前に講座を受講した場合は、給付金が支給されません。

◎申請・問合せ：各区役所保健福祉総合センター 子育て支援課 ※1ページ参照
問合せのみ：子ども家庭課（堺市役所高層館8階） ☎ 228-7331

▲ その他の自立支援のための制度について

★ 専門実践教育訓練

専門実践教育訓練では、業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする講座、専門学校等の職業実践専門課程、専門職大学院など、中長期的なキャリア形成を支援する講座を厚生労働大臣が指定しています。指定内容は、『厚生労働大臣指定専門実践教育訓練講座一覧』としてまとめています。

お近くのハローワークで閲覧できるほか、インターネットの教育訓練給付制度厚生労働大臣教育訓練講座検索システム（http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_K_kouza）でもご覧になれます。

～専門実践教育訓練での「教育訓練給付金」制度とは～

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）、または一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講中及び修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額（上限あり）をハローワークから支給する制度です。

～専門実践教育訓練での「教育訓練支援給付金」制度とは～

専門実践教育訓練の教育訓練給付金を受給される方のうち、昼間通学制の専門実践教育訓練を受講しているなど、一定の要件を満たした方が失業状態にある場合に、訓練受講をさらに支援するため、雇用保険の基本手当の日額の80%に相当する額を、ハローワークから支給する制度です。

◎問合せ： ハローワーク堺 雇用保険給付課 ☎ 238-8301（部門コード11#）

▲ 雇用対策

職業相談

名称	相談時間	相談場所等
さかい JOBステーション お仕事をお探しの 「15歳～39歳までの 方」と「全年齢の女性」 が対象です	●さかいJOBステーション 火～土曜日 10:00～19:00 ※受付 18:45まで (日曜・月曜・祝日・サンスクエア堺の 休館日・年末年始・第2第4月曜日 が祝日に該当した日の翌火曜日を除く)	さかいJOBステーション 堺区田出井町2番1号 フリーダイヤル 0120-245-108
	●JOBステーション南サテライト 月～金曜日 9:00～17:00 ※受付 16:45まで (土・日・祝日・年末年始を除く)	JOBステーション南サテライト 南区桃山台1丁1番1号 (南区役所3階) ☎ 295-8080 (予約専用)
ジョブシップさかい 就労相談 ※ いずれも年末年始・祝休 日を除く	求人情報の提供、就職活動のサポート、職業適性診断など	
	月～金曜日 9:00～17:30	公益財団法人堺市就労支援協会 堺区大仙西町2丁69番地9 フリーダイヤル 0120-010-908
	月曜日 10:00～12:00	東区企画総務課 (電話相談は実施しておりません。)
	月曜日 14:00～16:00	西区企画総務課 (電話相談は実施しておりません。)
	水曜日 10:00～12:00	中区企画総務課 (電話相談は実施しておりません。)
	水曜日 14:00～16:00	美原区企画総務課 (電話相談は実施しておりません。)
	木曜日 14:00～16:00	南区企画総務課 (電話相談は実施しておりません。)
	金曜日 14:00～16:00	北区企画総務課 (電話相談は実施しておりません。)
火曜日 13:00～16:00 ※第2・第4月曜日が祝日に該当した日 の翌火曜日は実施しません。	サンスクエア堺 堺区田出井町2番1号 (電話相談は実施しておりません。)	
ハローワーク堺	月～金曜日 8:30～17:15 (土・日・休祝日・年末年始休み)	堺区南瓦町2丁29番地 (堺地方合同庁舎1～3階) ☎ 238-8301
ハローワーク堺 職業紹介コーナー (堺東駅前庁舎)	月～金曜日 10:00～18:30 土曜日 10:00～18:00 (日・休祝日・年末年始休み) ※堺マザーズハローワークは、 令和2年10月1日以降、 土曜日は閉庁となります。	堺区三国ヶ丘御幸通59 (高島屋堺店9階) ☎ 340-0944
堺マザーズ ハローワーク		堺区三国ヶ丘御幸通59 (高島屋堺店9階) ☎ 340-0964
ハローワーク プラザ泉北	月～土曜日 9:00～17:00 (日・休祝日・年末年始休み)	南区茶山台1丁2番3号 (泉ヶ丘ひろば) ☎ 291-0606

<p>ハローワーク プラザ難波</p>	<p>月～金曜日 10:00～18:30 土曜日 10:00～18:00 (日・休祝日・年末年始休み)</p>	<p>大阪市中央区難波2-2-3 (御堂筋グランドビル4階) ☎ 06-6214-9200</p>
<p>大阪マザーズ ハローワーク</p>	<p>月～金曜日 10:00～18:30 (土・日・休祝日・年末年始休み)</p>	<p>大阪市中央区難波2-2-3 (御堂筋グランドビル4階) ☎ 06-7653-1098</p>

◇ 大阪労働局HP <http://osaka-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp/>

◇ ハローワークインターネットサービス <https://www.hellowork.mhlw.go.jp/index.html>

子育て支援

子育てと仕事の両立に困難や悩みが生じていませんか？多様なニーズに応じた適切な支援が受けられるよう、子育てに役立つ情報をまとめましたのでご利用ください。

▲ 子ども医療費助成制度

子どもが健康を保ち、健やかに成長するよう、健康保険を使って医療機関にかかったときの自己負担分の一部を公費で助成します。

対象年齢及び助成対象について

- 0歳から18歳（18歳に達した日以後の最初の3月31日）までの子どもの通院及び入院にかかる医療費（入院時食事療養に係る自己負担（標準負担額）を含む）
- 訪問看護ステーションが行う訪問看護（医療保険分）は助成対象です。（平成30年4月診療分以降に限りです。）
- 精神病床への入院に係る医療費は、助成対象外です。ただし、平成30年3月31日時点で子ども医療費助成制度の資格がある方は、資格が継続されている限り、平成30年4月1日から最長3年間経過措置として引き続き助成対象となります。
- 健康保険の対象とならないもの（健康診断、予防接種、薬の容器代、差額ベッド代、病衣・おむつ代、診断書等の文書料、大病院に紹介状なしでかかった場合の初診や再診に係る選定療養など）については自己負担となります。
- **一部自己負担額が必要**です。
1医療機関あたり月2日を限度に1人につき各日500円まで。（同一医療機関でも、入院・通院・歯科は別医療機関とみなします。）ただし、調剤薬局では一部自己負担額はかかりません。
- 一部自己負担額が1人につき、1か月あたり2,500円を超えたときは、超えた金額を自動的にお返しします。（自動償還は平成30年4月診療分からとなります。平成30年3月診療分までは、領収書等必要書類をお持ちのうえ、区役所への申請が必要です。）
- 償還方法については口座登録制となっており、支払額が発生したときに、口座登録の案内をお送りします。

◎申請・問合せ（直通）

堺区役所保険年金課 ☎ 228-7413
東区役所保険年金課 ☎ 287-8108
南区役所保険年金課 ☎ 290-1808
美原区役所保険年金課 ☎ 363-9314

中区役所保険年金課 ☎ 270-8189
西区役所保険年金課 ☎ 275-1909
北区役所保険年金課 ☎ 258-6743

▲ ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭、寡婦および父子家庭の方で、次のような理由で日常生活を営むのに支障があり、家事援助のサービスが必要な時、家庭生活支援員を派遣して、食事・掃除・買い物など日常生活上の必要なお世話をしています。

派遣理由

- ・社会的事由（疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭など）
- ・自立促進に必要な事由（技能習得、就職活動など）
- ・母子家庭等となって間がない等生活環境が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じているとき

派遣回数等

- ・派遣事由につき上限30回
- ・派遣期間はその事由が継続している期間で、ひとり親家庭となって間がない場合を除く3ヶ月以内。
派遣回数1回当たりの利用時間の上限は、家事援助では3時間。年間利用時間の上限は150時間です。

☆派遣費用は所得により有料・無料の別があります。

◎申請・問合せ 各区役所保健福祉総合センター 子育て支援課 ※1ページ参照

▲ 児童手当

支給対象

中学校卒業まで（15歳に達する日以後最初の3月31日まで）の児童を養育し、日本国内に居住している方が対象です。

※ 原則として、児童が日本国内に居住している場合に支給します（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります。）

支給月額（児童1人当たり）

0歳～3歳未満	一律	15,000円
3歳以上～小学生	第1子、第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	一律	10,000円
所得制限以上世帯	一律	5,000円



※ 18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童のうち、最年長の子を「第1子」とし、以降「第2子」「第3子」・・・と数えます。

支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月の10日（当日が土日祝日の場合は、その直前の金融機関営業日）に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

申請方法

出生・転入により新たに受給資格が生じたときは、各区役所保健福祉総合センター子育て支援課に「認定請求書」による申請が必要です。また、出生などにより支給対象となる児童が増えた時には「額改定請求書」による申請が必要です。

※ 手当の支給は、申請を行った月の翌月分からです。ただし、出生や転入などで資格ができたときは、15日以内に申請をしていただくと資格のできた日の翌月分から支給されます。さかのぼっては支給できませんのでご注意ください。

※ 公務員（独立行政法人、派遣出向職員を除く）は、勤務先での支給となりますので勤務先で申請方法を確認ください。

申請書類

申請者名義の預金通帳、印鑑、被用者年金加入証明書（国民年金・年金未加入を除く）、マイナンバー番号の記入と本人確認ができるものなど

注意）マイナンバーの記入は、申請者本人または代理人（請求者本人の親族等）が窓口に来られる場合で必要な書類が違いますので、事前に各区子育て支援課へ確認してください。

◎申請・問合せ 各区役所保健福祉総合センター 子育て支援課 ※1ページ参照

▲認定こども園

★ 1号・2号・3号認定

教育と保育を一体的に行う施設です。幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設で、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型があります。

また、地域の子育て家庭を対象に、子育て相談や親子の集いの場の提供などの子育て支援も行います。
なお、認定こども園の定員等により、すぐに利用できない場合もありますのでご注意ください。

教育・保育時間

【保育標準時間（最長11時間）】、【保育短時間（最長8時間）】の設定時間については、各認定こども園にお問い合わせください。 ※保護者の勤務時間等により延長保育をする場合があります。

保育料

市民税額により異なります。

なお、令和元年10月以降、国の幼児教育無償化により、3歳児から5歳児の全ての子ども及び0歳から2歳児のうち住民税非課税世帯の子どもの保育料が無償化されます。



▲保育所（園）

★ 2号・3号認定

小学校就学前児童を対象に、就労や病気のために家庭で保育できない保護者に代わって子どもの心身の発達を目的に保育する施設です。

なお、保育所の定員等により、すぐに利用できない場合もありますのでご注意ください。

保育時間

【保育標準時間（最長11時間）】、【保育標準時間（最長8時間）】設定時間については、各認定こども園にお問い合わせください。 ※保育者の勤務時間等により延長保育をする場合があります。

保育料

市民税額により異なります。

なお、令和元年10月以降、国の幼児教育無償化により、3歳児から5歳児の全ての子ども及び0歳から2歳児のうち住民税非課税世帯の子どもの保育料が無償化されます。

◎申請 認定こども園、保育所（園）の申込みは、各区役所保健福祉総合センター子育て支援課へ。
（なお、認定こども園を1号認定で利用を希望される方は、直接施設へ申込みください。）

▲一時預かり

保護者がパート就労（平均週3日程度）や疾病、介護、冠婚葬祭、その他の理由で育児に困ったとき、一時預かり事業を実施している認定こども園・保育所（園）でお子さんを一時的にお預かりしています。

※ 利用の申込みや保育を希望する日にお預かりできるかどうかなど、詳しくは直接施設へお問い合わせください。

▲地域型保育事業

・家庭的保育事業

★ 3号認定

市が行う研修を修了した家庭的保育者が、その自宅などの家庭的な雰囲気の中で、少人数での保育を行う事業です。

・小規模保育事業

★ 3号認定

定員6人から19人までの子どもを対象に保育する施設です。

・事業所内保育事業

★ 3号認定

事業所の施設内スペース等において、企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として保育を行い、また、一定数の地域の子どもについても保育を行う事業です。

<家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業 共通>

保育時間

【保育標準時間（最長11時間）】、【保育短準時間（最長8時間）】の設定時間帯については、各施設にお問い合わせください。 ※保護者の勤務時間等により延長保育をする場合があります。

保育料

市民税額により異なります。

なお、令和元年10月以降、国の幼児教育無償化により、0歳から2歳児のうち住民税非課税世帯の子どもの保育料が無償化されます。

◎申請 家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業の申込みは、各区役所保健福祉総合センター子育て支援課へ。

・さかい保育室（認証保育所）

保育所の利用要件と同様に、子どもを家庭で保育できない場合、認証保育所の補助対象児童（生後57日目～3歳児）として入所申込みが可能です。

また、一定所得以下の世帯を対象に、保育料等の軽減制度を行っています。お預かりできる子どもの年齢・料金等に関する問合せや入所申込みは直接施設にて行ってください。

なお、令和元年10月以降、国の幼児教育無償化により、保育の必要性の認定を受けた場合、3歳児及び0歳から2歳児のうち住民税非課税世帯の子どもの保育料が無償化されます。（3歳児は月額3.7万円、0歳から2歳児は月額4.2万円が上限）

▲子育て支援コーディネーター

さまざまな子育て支援サービスの中から個別ニーズに合ったものを利用していただけるよう、教育・保育施設や地域の取組などの情報を集約して提供します。

◎問合せ 各区役所保健福祉総合センター 子育て支援課 ※1ページ参照

▲子育て短期支援事業

★ 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者が疾病、看護、出産、冠婚葬祭、育児不安、育児疲れなど、やむを得ない事由により家庭での養育が一時的に困難になったお子さん、緊急一時的に保護を必要とするお母さんとお子さんを、一定期間（原則として7日以内）実施施設（児童養護施設等）でお預かりする事業です。

★ 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者の仕事が恒常的に夜間または休日にわたる家庭のお子さんを、実施施設（児童養護施設等）でお預かりする事業です。

夜間養護

学校が終わってからおおむね午後10時まで（勤務が深夜の場合は宿泊通所も利用できます）

休日預かり

休日の日中（夕方まで）※ 休日とは土・日・祝日（法律に規定する祝日）

利用者負担額

市民税額により異なります。

◎申請・問合せ 各区役所保健福祉総合センター 子育て支援課 ※1ページ参照

▲病児保育事業

生後6か月から小学6年生までの児童が病気やけがの時、保護者が勤務等の都合により家庭で育児を行うことが困難な場合に、当該児童をお預かりする事業です。通常の外来で治療可能な病気や骨折等の外傷性疾患の症状安定期から回復期に利用できます。次の2種類があり、いずれも利用には事前登録が必要。

【施設型】

市内5か所にある専用の保育施設（病児保育室）で児童をお預かりします。

【訪問型】

スタッフが利用者の自宅などを訪問して児童をお預かりします。
また、病児保育室等への送迎も行います。

利用者負担額

施設型・訪問型ともに、市民税の課税の有無等によって異なります。

申請・問合せ

【施設型】

施設名	施設住所等
ぐんぐん病児保育室	北区中百舌鳥町2丁21（大休ビル2階） ☎275-7517
病児保育室ぞうさん	西区津久野町1丁25-1（堺市立総合医療センター院内保育所内） ☎271-5163
清恵会病児保育室めぐみ	堺区南安井町1丁1-1（清恵会病院5階） 【登録】☎223-8199〈代表〉（管理部人事グループ） 【利用予約】☎223-8199〈代表〉（保育室）
病児保育室ゆめぼけっと	南区高倉台4丁21-1 ☎295-1500
病児保育室ゆりかご	中区東山1042-1 ☎234-6880

【訪問型】

堺市訪問型病児保育センター事務局（堺区新町2-4 小山電ビル2階）
☎228-7668

▲堺市ファミリー・サポート・センター

子育ての応援をしたい方（提供会員）、子育ての応援を受けたい方（依頼会員）で構成する会員組織で、子育ての相互援助活動を行っています。援助の内容としては、保育施設の保育の前後に子どもを預かることや送迎を行うこと、また、子育てを離れてスポーツや買い物、講演会を聞きに行くなど、自分自身の時間を持つためにも利用できます。

利用者負担額

1時間につき700円

◎申請・問合せ 堺区南瓦町2番1号
堺市ファミリー・サポート・センター（堺市総合福祉会館内） ☎222-8066

▲地域子育て支援事業

子育て支援を総合的に行う拠点として、下記の事業を実施しています。

- ・面接及び電話による子育て相談
- ・子育てボランティアの育成
- ・子育て情報の発信
- ・親子の交流の場※の提供及び子育て講座等の実施
- ・関係機関と連携した子育てサークル支援及び子育てネットワークの推進

※中区・東区・西区・南区・北区・美原区には、常設の子育てひろばがあります。

実施場所		
堺区子育て支援課	堺区南瓦町 3-1	☎ 228-7023
中区子育て支援課	中区深井沢町 2470-7	☎ 278-0178
東区子育て支援課	東区日置荘原寺町 195-1	☎ 287-8612
西区子育て支援課	西区鳳東町 6-600	☎ 271-1949
南区子育て支援課	南区桃山台 1-1-1	☎ 290-1744
北区子育て支援課	北区新金岡町 5-1-4	☎ 258-6621
美原区子育て支援課	美原区黒山 167-1	☎ 363-4151

実施施設一覧・地図はこちら



▲ひとり親支援講座

ひとり親支援講座は、離婚を考えているお父さん・お母さん、離婚後のひとり親の方々が、子どものすこやかな成長のために何をしてあげられるかを考える場です。

実施内容

実施年度により異なります。令和元年度の講座では、「面会交流」や「共同養育」の大切さについて、専門の講師にお話しいただきました。

今年度の講座内容は、決まり次第、広報さかい・ホームページなどでお知らせします

対象者

ひとり親のお父さん・お母さん、離婚を考えるお父さん・お母さんなど

実施場所

堺市総合福祉会館 2階 第1会議室

実施時期

令和3年1月30日(土) 13時30分から(受付13時から)

※ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、講座が中止となる場合がありますので、予めご了承ください。

◎問合せ：子ども家庭課

☎ 228-7331

▲養育費に関する公正証書等作成促進給付金

※令和2年9月1日より受付開始

「公正証書」など養育費に関する債務名義を有する証書を作成した際、作成にかかった費用をお支払いします。対象となるのは、**令和2年4月1日以降**に作成した証書の作成費用です。

対象者

堺市にお住まいで、下記の①～⑤の要件すべてを満たす方

- ① 児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にある方
- ② 養育費の取り決めに係る債務名義を有している方
- ③ 養育費の取り決めの対象となるお子さんを現に養育している方
- ④ 養育費の取り決めに係る公正証書などの費用をお支払いした方
- ⑤ 過去に、同内容の証書などで給付金を受け取っていない方（他官庁における同様の給付を含む。）

対象費用

対象証書の作成につき本人が負担する費用のうち、養育費の取り決めに係る費用

給付額

上限5万円（ただし、対象とならない経費もあります）

ご相談

事前相談を含めて、お住まいの区役所の子育て支援課まで（連絡先は1ページ）

※ **債務名義を有する証書**とは、強制執行によって実現されることが予定される請求権（養育費）の存在、範囲、債権者、債務者を表示した公の文書のこと、具体的には、確定判決や強制執行認諾約款付公正証書、調停調書などです。

▲養育費の保証促進給付金

※令和2年9月1日より受付開始

保証会社と「養育費の保証契約」を締結した際に、保証料として自己負担した費用の一部または全部をお支払いします。対象となるのは、**令和2年4月1日以降**に締結した契約の保証料です。

対象者

堺市にお住まいで、下記の①～⑤の要件すべてを満たす方

- ① 児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にある方
- ② 養育費の取り決めに係る債務名義を有している方
- ③ 養育費の取り決めの対象となるお子さんを現に養育している方
- ④ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している方
- ⑤ 過去に、同内容の証書などで給付金を受け取っていない方（他官庁における同様の給付を含む。）

対象費用

保証料として本人が負担する費用（1年以上の契約の場合は、1年間分）

給付額

上限は、1か月分の養育費または5万円（ただし、対象とならない経費もあります）

ご相談

事前相談を含めて、お住まいの区役所の子育て支援課まで（連絡先は1ページ）

～面会交流と養育費について～

1 面会交流

●面会交流とは

離婚後又は別居中に子どもを養育・監護していない方のお父さんやお母さんが子どもと定期的又は継続的に面会等を行うことです。

●面会交流の意義

子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的又は継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだりすることは、子どもの健全な成長につながります。

また、児童の権利に関する条約第9条第3項に子どもの面会交流権が明記されており、面会交流を行うことは子どもの権利を尊重することになります。

児童の権利に関する条約第9条第3項

…締結国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。

●面会交流の取決めについて

面会交流の方法や時期、回数などについては、子どもが安心して面会交流を楽しめるように、子どもの年齢や健康状態、生活状況等を考えながら無理のないよう決めることが大切です。

子どもの健やかな成長のために、面会交流についても話し合いを行い、取り決めた内容については、書面に残しておくようにしましょう。

2 養育費

●養育費とは

養育費とは、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な経費や教育費、医療費などです。親の子どもに対する養育費支払義務は、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障しなければならぬ強い義務であるとされています。

●養育費の取決めについて

取決め内容を明確にするために、できれば公正証書などの文書で取決めをするようにしましょう。

●養育費が支払われない場合

公正証書又は調停で取り決めた養育費を支払われない場合、養育費を受け取る親は、差押え等の強制執行手続きをとることができます。また、養育費保証会社に相談することもできます。

●養育費の金額などの取決め相談について

「養育費の取決めかた」や「公正証書の作成方法」など、養育費に関するお困りごとについて、弁護士が無料で相談をお受けします。相談場所や実施日は以下の通りです。

(場所) 堺市母子家庭等就業・自立支援センター
堺市総合福祉会館 2階 堺区南瓦町 2番 1号
(日時) 毎月第1金曜日 <6～11月> 第2水曜日も追加
14時～15時と15時30分～16時30分
(備考) 要予約 電話番号 072-224-7766
※詳しくは9ページへ

◎問合せ：子ども家庭課

☎ 228-7331

生活支援

ひとり親になって当初など、経済・住居面等の問題に直面し、お困りのことはありませんか？生活に役立つ情報をまとめましたのでご利用ください。

▲ひとり親家庭医療費助成制度

健康保険を使って医療機関にかかったときの自己負担分の一部を公費で助成します。この制度の適用には所得制限がありますので、ご注意ください。

対象年齢及び助成対象について

- ひとり親家庭の18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童と、その児童を監護する父または母もしくは養育者の入院及び通院にかかる医療費
- 訪問看護ステーションが行う訪問看護（医療保険分）は助成対象です。（平成30年4月診療分以降に限ります。）
- 精神病床への入院に係る医療費は、助成対象外です。ただし、平成30年3月31日時点でひとり親家庭医療費助成制度の資格がある方は、資格が継続されている限り、平成30年4月1日から最長3年間経過措置として引き続き助成対象となります。
- 18歳（18歳に達した日以後の最初の3月31日）までの児童の入院時食事療養に係る自己負担（標準負担額）は、医療機関に支払った後、申請によりお返しします。
- 健康保険の対象とならないもの（健康診断、予防接種、薬の容器代、差額ベッド代、病衣・おむつ代、診断書等の文書料、大病院に紹介状なしでかかった場合の初診や再診に係る選定療養など）については自己負担となります。
- **一部自己負担額が必要**です。
1医療機関あたり月2日を限度に1人につき各日500円まで。（同一医療機関でも、入院・通院・歯科は別医療機関とみなします。）ただし、調剤薬局では一部自己負担額はかかりません。
- 一部自己負担金が1人につき、1か月あたり2,500円を超えたときは、超えた金額を自動的にお返しします。（自動償還は平成30年4月診療分からとなります。平成30年3月診療分までは、領収書等必要書類をお持ちのうえ、区役所への申請が必要です。）
- 償還方法については口座登録制となっており、支払額が発生したときに、口座登録の案内をお送りします。

▲遺族基礎年金

国民年金の加入者で一定の納付要件を満たした人又は老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある人などが死亡したとき、その人によって生計を維持されていた子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子か、20歳未満で障害年金の障害等級1級又は2級の障害の状態にある子）のある配偶者や子の生活の安定を図るために支給されます。支給される金額は、子どもの人数などにより異なります。

◎申請・問合せ（直通）

堺区役所保険年金課 ☎ 228-7413
東区役所保険年金課 ☎ 287-8108
南区役所保険年金課 ☎ 290-1808
美原区役所保険年金課 ☎ 363-9314

中区役所保険年金課 ☎ 270-8189
西区役所保険年金課 ☎ 275-1909
北区役所保険年金課 ☎ 258-6743

▲児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない児童や父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童が、育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。手当を受給するには、居住地の区役所子育て支援課で請求手続きをする必要があります。

支給対象

次のいずれかの要件に該当する児童を監護する母や、児童を監護し、かつ、生計を同じくする父、又は父母に代わって児童を養育している方（児童と同居し、監護し、生計を維持している方）が受給できます。

なお、この制度でいう「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童をいい、児童に政令で定める程度の障害がある場合は、20歳未満の児童をいいます。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が政令で定める程度の障害（障害年金1級相当）の状態にある児童
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ⑥ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで出産した児童



ただし、上記の場合であっても次のいずれかにあてはまる場合は、受給することができません。

- ① 受給資格者又は対象児童が国内に住所を有しないとき
- ② 児童が里親に委託されているとき
- ③ 受給資格者が母又は養育者の場合、父と生計を同じくしているとき（但し、父が政令で定める程度の障害の状態のときを除く）
- ④ 受給資格者が父又は養育者の場合、母と生計を同じくしているとき（但し、母が政令で定める程度の障害の状態のときを除く）
- ⑤ 父又は母の配偶者に養育されているとき（配偶者には、内縁関係、住民票上や実態上の同居など社会通念上客観的に婚姻関係と同様の事情にある者を含む。また、父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある者を除く）
- ⑥ 児童が児童福祉施設に入所しているとき（母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く）や少年院、少年鑑別所などに収容されているとき
- ⑦ 平成15年3月31日の時点で、手当の支給要件に該当するようになった日から起算して5年を経過しているとき（受給資格者が父である場合を除く）

支給月額

対象児童数	全部支給	一部支給	左記の額は令和2年4月からの金額です。手当の月額は、「物価スライド制」の適用により変動することがあります。
1人目	43,160円	43,150円～10,180円	
2人目	10,190円を加算	10,180円～5,100円	
3人目以降	1人増える毎に6,110円を加算	6,100円～3,060円	

手当の額は、請求者又は配偶者及び扶養義務者（請求者と生計同一の父母兄弟姉妹など）の前年の所得（1月から9月の間に請求される場合は、前々年の所得）によって、全部支給、一部支給、全部停止（支給なし）が決まります。

毎年11月1日から翌年の10月31日までを支給年度として、支給年度単位で手当の額を決定します。毎年8月に現況届を提出していただき、児童の監護状況や前年の所得等を確認したうえで、11月分以降の手当の額等を決定します。

支給時期

支払期	支払日	対象月	○手当は認定されると、請求日の属する月の翌月分から支給されます。 ○支給日が土・日・祝日にあたるときは、その直前の金融機関が営業している日となります。
2020年	5月11日	3・4月分	
	7月10日	5・6月分	
	9月11日	7・8月分	
	11月11日	9・10月分	
2021年	1月8日	11・12月分	
	3月11日	1・2月分	

認定請求について

居住地の区役所担当窓口で、必要な書類等を確認・相談等のうえ手続きをしてください。手当は、受給資格及び手当の額について認定を受けたのち、受給することができます。また、郵便や代理の人では申請できません。

(手続きに必要な書類)

- ① 児童扶養手当認定請求書
 - ② 請求者と対象児童の戸籍謄本
 - ③ 世帯全員の住民票（堺市外の場合。本籍・続柄等省略ないもの。）
 - ④ 請求者、請求児童、扶養義務者各々の個人番号（マイナンバー）が確認できる書類（例：各々の個人番号カード、運転免許証、パスポートなど）
 - ⑤ 本人確認書類（例：個人番号カード、運転免許証、パスポートなど）
 - ⑥ その他必要な書類（詳しくは、居住地の区役所の担当窓口でおたずねください）
- ※ ②及び③の書類は発行後1ヶ月以内のものを提出してください
 ※ 認定に必要な書類が不足しているときは請求できません

所得制限について

請求者又は配偶者及び扶養義務者の前年の収入から給与所得控除額等を控除し、養育費8割相当額を加算した所得額と下表の額を比較して、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定されます。

(令和2年4月時点)

扶養親族等の数	父、母又は養育者		孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額	
0人	49万円未満	192万円未満	236万円未満
1人	87万円未満	230万円未満	274万円未満
2人	125万円未満	268万円未満	312万円未満
3人	163万円未満	306万円未満	350万円未満
4人	201万円未満	344万円未満	388万円未満
5人	239万円未満	382万円未満	426万円未満



注1) 所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の方に限る）、老人扶養親族、特定扶養親族又は控除対象扶養親族（16歳以上19歳未満の者に限る）がある場合には上記の額に次の額を加算した額となります。

1. 「父、母又は養育者」の場合は、①同一生計配偶者（70歳以上の方に限る）又は老人扶養親族1人につき10万円、②特定扶養親族又は控除対象扶養親族（16歳以上19歳未満の者に限る）1人につき15万円
2. 「孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者」の場合は、老人扶養親族1人につき6万円（扶養親族等の全員が老人扶養親族の場合は1人を除く）

注2) 扶養親族等が6人以上の場合には、1人につき38万円（扶養親族等が注1の場合はそれぞれ加算）を加算した額となります。

所得額の計算方法について

所得額＝年間収入金額－必要経費（給与所得控除額等）^{※1}＋養育費^{※2}－8万円－諸控除

※1 養育費とはこの制度においては、受給資格者が母の場合、母及び母が監護する児童が、その児童の父から、扶養義務を履行するための費用として受け取る金品等について、その金額の8割（1円未満は四捨五入）が、母の所得に算入されます。

また、受給資格者が父の場合、父及び父が監護し、かつ、生計を同じくする児童が、その児童の母から扶養義務を履行するための費用として受け取る金品等について、その金額の8割（1円未満は四捨五入）が、父の所得に算入されます。

※2 諸控除とは控除項目及び控除額は下表のとおりです。

※3 2018年8月1日から寡婦（寡夫）控除等のみなし適用がされます。

障害者控除	27万円	小規模企業共済等掛金控除 寡婦（寡夫）控除 特別寡婦控除 配偶者特別控除	当該控除額	父又は母による受給の場合 は、寡婦（寡夫）控除、特別 寡婦控除は適用されません。 具体的に、控除される項目（種 類）や控除金額等は市区町村 の担当課でご確認下さい。
特別障害者控除	40万円		27万円	
勤労学生控除	27万円		35万円	
雑損控除	当該控除額		当該控除額	
医療費控除	当該控除額		当該控除額	

一部支給手当額の算出方法について

一部支給は、所得に応じて月額43,150円～10,180円（対象児童1人の場合）の間で、10円きざみの額となります。具体的には次の計算式により計算します。

※2～4の計算結果については、10円未満四捨五入

$$\begin{aligned} \text{第1子：手当月額} &= 43,150\text{円} - \left((\text{受給者の所得額} - \text{所得制限限度額}) \times 0.0230559 \right) \\ \text{第2子：手当月額} &= 10,180\text{円} - \left((\text{受給者の所得額} - \text{所得制限限度額}) \times 0.0035524 \right) \\ \text{第3子以降：手当月額} &= 6,100\text{円} - \left((\text{受給者の所得額} - \text{所得制限限度額}) \times 0.0021259 \right) \end{aligned}$$

※1 計算の基礎となる各金額は固定された金額ではありません。物価スライド制の適用により、改定される場合があります。

※2 受給者の所得の計算方法は、上記「所得の計算方法について」の欄をご覧ください。

※3 所得制限限度額表の「父、母又は養育者」欄の「全部支給の所得制限限度額」の金額です。（扶養親族等の数に応じて、限度額が変わります。）

※4 所得制限係数である各数値は、固定された係数ではありません。物価変動等の要因により、改定される場合があります。

児童扶養手当の支給期間等に関連した支給制限について

◆ 自立努力義務

手当の支給を受けた父又は母は、自ら進んでその自立を図り、家庭の生活の安定と向上に努めなければならない。（法第2条関係）

◆ 児童扶養手当の支給制限

1. 支給期間等に関連した支給制限について（法第13条の3関係）

受給資格者である父又は母に対する手当は、支給開始月の初日から起算して5年、又は手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年を経過したときは、手当額の一部を支給しないこととなります。支給されない額は、その経過した日の属する月の翌月に当該受給資格者に支払うべき手当額の2分の1を超えることはありません。ただし、認定請求をした日に満3歳未満の児童を監護する受給資格者については、児童が満3歳に達した月の翌月の初日から起算して5年を経過したときから手当の一部を支給しないこととなります。なお、平成15年4月1日時点において受給資格のある母については支給開始月の初日から起算して5年又は支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年の起算日は、平成15年4月1日となります。

また、平成22年8月1日時点において受給資格のある父については、平成22年8月1日を起算日とします。ただし、受給者が就業している、求職活動を行っている、障がい・疾病・負傷・介護等のため就業できない等の場合は、支給制限の対象になりません。（受給者の状況を明らかにする書類を添付して届け出る必要があります。対象となる方には、事前にお知らせを送ります。）

2. 自立努力義務に関連した支給制限について（法第14条関係）

受給資格者である父又は母が、正当な理由がなく求職活動や厚生労働省令で規定する自立を図るための活動をしなかった場合、手当の全部又は一部を支給しないことができます。

公的年金と児童扶養手当の差額分支給について（低額の公的年金を受給している場合）

これまで、公的年金（遺族・障害・老齢・労災・遺族補償など）を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。児童扶養手当を受給するには、居住地の区役所子育て支援課で請求手続きをする必要があります。

配偶者からの暴力（DV）被害者に対する児童扶養手当の支給要件について

配偶者に「裁判所からの保護命令」が出されたことのあるDV被害者にも児童扶養手当が支給されます。

◎申請・問合せ 各区役所保健福祉総合センター 子育て支援課 ※1 ページ参照

▲交通遺児手当

※令和2年度から、支給額と支給要件年齢が変わります！

交通事故により父母等をなくした、18歳未満の児童または18歳になった日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方に交通遺児手当を支給します。

支給月額（遺児1人当たり）

- 8,000円（支払月は、毎年4月及び10月末営業日）

申請書類

- 交通遺児手当支給申請書、交通事故証明書（写）、死亡診断書（写）、印鑑、養育者の銀行預金通帳等

◎申請・問合せ：堺区南瓦町3番1号

子ども家庭課（堺市役所高層館8階）

☎ 228-7331

▲母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立を助けるために、修学資金他11資金の貸付を行っています。資金の種類により、貸付限度額・返済期間等が異なります。

1 貸付対象者

貸付の目的となる資金等を既に納入した場合や、事業計画等に着手した場合は貸付できません

- ① 母子家庭の母（現に児童を扶養している方）
- ② 父子家庭の父（現に児童を扶養している方）【注意参照】
- ③ 寡婦（配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母であった方）
- ④ 40歳以上の配偶者のない女子で、現に子を扶養していない方（以下「40歳以上の配偶者のない女子」といいます。）

※寡婦を除く。婚姻したことがない方は対象外。③と④は、所得制限が適用される場合があります。

- ⑤ 母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童
- ⑥ 母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する子【注意参照】
- ⑦ 寡婦が扶養する子
- ⑧ 40歳以上の配偶者のない女子が扶養する子
- ⑨ 父母のない児童

※この制度でいう「児童」とは20歳に満たない者です。

【注意】

父子家庭の父又は子にかかる貸付は、扶養する子が全員20歳以上の場合は申請できません。ただし、父子家庭が、20歳以上の子と20歳未満の児童を同時に扶養している場合には20歳以上の子にかかる貸付が申請できる場合があります。

2 借入の条件

資金の種類、貸付限度額、償還期間、利子等についてはP32～33に掲載しています

- 堺市にお住まいの方（転宅資金を除く）
- 償還完了が70歳を超えない方
- 弁済資力を有する方
- 過去に貸付けた堺市母子父子寡婦福祉資金貸付金（旧称：「堺市母子寡婦福祉資金」以下同じ。）の償還金に滞納のない方
- 自己破産免責後7年が経過しており、かつ、以前貸付けた堺市母子父子寡婦福祉資金貸付金を免責決定されたことがない方
- 暴力団員及び暴力団密接関係者でない方
- 原則として、2種類以上の資金は貸付できません

（弁済資力を有する方とは次の要件を満たす方）

- ① 一定の収入があり、かつ独立生計を営んでいる方（今後、一定の収入が得られる方も含む）
- ② 市府民税又は所得税が課税されている方、若しくは、収支状況等の返済が可能と認められる方
- ③ 年返済額が他の借入総額も含め、年収の15%未満であること

3 連帯保証人について 連帯保証人は、次の要件をすべて満たすこと（法的に借主と同じ立場で償還義務があります）

- 堺市の区域内又は堺市周辺の地域（おおむね近畿2府4県）に住所を有し、6ヶ月以上居住している方
- 独立して生計を営んでいる母子及び父子等と別住所・別世帯の方又は同一生計の母又は父等（児童の資金に限る）で弁済資力がある方
- 20歳以上60歳未満で貸付金の償還中に70歳を超えない方
- 過去に貸し付けた堺市母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金に滞納がない方
- 自己破産免責後7年が経過しており、かつ、以前貸付けた堺市母子父子寡婦福祉資金貸付金を免責決定されたことがない方
- 暴力団員及び暴力団密接関係者でない方

4 借入の相談及び申込みについて 必ずご本人が住所地の子育て支援課へ相談してください（本人確認書類が必要）

- この貸付制度は、母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦の方の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している子の福祉を増進するためのものです。貸付の必要性や償還資力及び意志等確認したうえで、真に必要とされる場合にのみ貸付しています。（適否についての貸付審査会があります。）
- 借入れが必要な状況や金額、償還（返済）の見通しなどについてあらかじめ相談のうえ、申込みとなります。貸付の目的となる学校の入学金等を既に納入した場合や事業計画等に着手した場合などは貸付できません。また、既に借りている借金の返済等に充てることはできません。
- 借入れの申込みから貸付金の振込まで1ヶ月から2ヶ月の日数を要します。（事業開始資金・事業継続資金は、調査等のため、さらに日数を要します。）
- 就学支度資金・修学資金・就職支度資金・修業資金については、お子さんとの面接も必要です。（面接時に本人確認書類が必要）

5 申込みに必要な書類について 詳しくは、窓口でご相談ください。

- 貸付申請書類等一式
- その他資金の種類に応じ必要な書類

6 貸付けが決定したら

保健福祉総合センター子育て支援課から貸付決定通知書及び借用書の用紙を送付しますので、借主と連帯借主及び連帯保証人が自筆で署名・捺印した借用書を提出していただきます。20歳以上の借主や連帯借主及び連帯保証人については印鑑登録証明書の提出が必要です。
（未成年の貸付は、法的代理人の署名捺印も必要）

7 貸付金の振込について

借用書を提出していただいたのち、申請者が指定する金融機関の申請者本人名義の普通預金口座に振込みます。修学資金等の継続資金については年3回（5月末・8月末・12月25日）に振込みます。（毎年、4月中旬に在学証明書等の提出が必要です。）

8 償還の方法について

「資金一覧表（P32～33 参照）」に定められた償還期間内に元利均等払いの方法により、年賦・半年賦・月賦（2,000円以上）のいずれかで償還計画をたてて、希望の回数で償還していただきます。原則として、償還者の指定する金融機関から口座振替により償還していただきます。

9 償還中のご注意

- 母子父子寡婦福祉資金は、貸付を受けられた方々からの償還金を主な財源として運用しております。償還計画で定めた支払期日に必ず所定の金額を償還してください。
- 支払期日に償還金を支払わなかったときは、**支払期日の翌日から違約金（年利3%）が発生します。**
- 償還金の支払いを怠ったときは、借主や連帯借主、連帯保証人に督促し、自宅等へ文書や電話、訪問により償還指導を行います。また、借主や連帯借主及び連帯保証人に対し、**一時償還（未償還残高金額を一括で返済すること）**を請求し、法の定めるところにより支払督促申立等の法的手続きを行います。
- 償還について、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、償還が困難になった場合は、支払猶予等の制度がありますので相談ください。

10 貸付・償還中に連絡や届出が必要な場合

※ 書類の提出が必要です。場合によっては貸付計画・償還計画が必要となります。

- 修学・修業・技能習得しているものが、留年・休学・退学・復学等したとき
- 借主・連帯借主・連帯保証人に住所・氏名等何らかの状況の変化や変更があったとき
- 修学・技能習得等の同一目的で、他制度（日本学生支援機構、社会福祉協議会等）の助成・給付・貸付等を受けたとき

1.1 貸付を受けられなくなる場合（届出が必要）

- 母又は父等が堺市外に転居した場合
- 借主及び連帯保証人が死亡もしくは借主が子を扶養しなくなったとき、また母又は父が配偶者のない女子又は男子・寡婦でなくなったとき（事実婚も含む）
- 修学・修業・技能習得しているものが、死亡または退学等したとき

1.2 貸付金の目的外使用等について

借受けの目的（申請内容も含む）以外に貸付金を使用したとき、偽り（虚偽の説明等）その他不正な手段により貸付を受けたとき、あるいは申請時の予定・計画と異なるときなどや貸付目的を達成する見込みがないと認められるとき若しくは借主及び連帯借主が暴力団員及び暴力団密接関係者である場合などは、ただちに貸付を停止し（貸付中の方）、速やかに一時償還していただきます。また、連帯保証人が暴力団員及び暴力団密接関係者である場合などは、ただちに貸付を停止し（貸付中の方）、速やかに一連帯保証人を変更していただきます。

1.3 償還が完了したら

- 償還完了通知が送付されます

◇ 高等教育の修学支援新制度について

令和2年4月から実施され、新制度の対象者には、授業料や入学金の全部又は一部が減免されるとともに、給付型奨学金が支給されることとなります。この支援制度に基づく授業料等の減免、給付型奨学金の支給は、当該貸付金の貸付対象と内容に重なりがあるため、当該貸付金の限度額から新制度に基づく授業料等の減免や給付型奨学金の支給の額を控除した額を基礎として当該貸付をします。ご注意ください。

高等教育の修学支援新制度の対象者や支援内容等については、文部科学省のホームページをご覧ください。

◎申請・問合せ 各区役所保健福祉総合センター 子育て支援課 ※1ページ参照

資金の種類	対象	資金内容	貸付限度額	据置期間	償還期間	利率
修業資金	⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨	自ら事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するための資金	月額 68,000円 知識技能を修得する期間中5年以内 (特別 460,000円) ※特別…自動車免許の取得に必要な資金 (高校3年在学中で就職を希望する児童に限る)	知識技能習得期間満了後(やめたときは、やめて後)1年	据置期間経過後20年以内	無利子
就職支度資金	① ⑤ ② ⑨ ③ ④	就職する際に必要な資金 (被服、履物等の資金等)	100,000円	1年	据置期間経過後6年以内	※2 無利子
技能習得資金	① ② ③ ④	自ら事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するための資金 高等学校に入学する際に必要な資金及び高等学校に修学するために必要な資金	月額 68,000円 知識技能を修得する期間中5年以内 (特別 460,000円) (一括 816,000円) ※特別…自動車免許の取得に必要な資金 ※一括…入学時に支払う必要がある入学金等が対象	知識技能習得期間満了後(やめたときは、やめて後)1年	据置期間経過後20年以内	年1%の利子がかかります。ただし、連帯保証人を立てた場合は無利子となります。
医療介護資金	① ② ③ ④ ⑤	医療を受けるために必要な資金 ※医療保険の自己負担分、通院に要する交通費、医師が必要と認めたらあん摩・マッサージ等にかかる資金	340,000円 (特別 480,000円) 当該医療を受ける期間中概ね1年以内 ※特別…貸付申請者に所得税が課税されていない又は所得税が課税されていても申請時における経済的な事情が所得税非課税の者と同等程度と認められる場合	医療・介護期間満了後6カ月	据置期間経過後5年以内	
	① ③ ② ④	介護を受けるために必要な資金	500,000円			
生活資金	① ② ③ ④	知識技能を修得している間、医療・介護を受けている間の生活の安定・維持に必要な資金	月額 141,000円 知識技能を習得する期間中5年以内 月額 105,000円 医療・介護を受けている期間中1年以内 ※・母子家庭の母又は父子家庭の父並びに寡婦等が生計の中心者でない場合 ・現に扶養する子のない寡婦等の場合 ・現に扶養する子の生計を維持していない寡婦等の場合 月額 70,000円	知識技能習得満了後又は医療・介護期間満了後6カ月	据置期間経過後技能習得後20年以内 医療介護5年以内	
		失業し、求職活動期間中の生活の安定・維持に必要な資金	月額 105,000円 ※・母子家庭の母又は父子家庭の父並びに寡婦等が生計の中心者でない場合 ・現に扶養する子のない寡婦等の場合 ・現に扶養する子の生計を維持していない寡婦等の場合 月額 70,000円 ※離職後1年以内(当初は3カ月、以後再申請)	貸付期間満了後(貸付中に失業でなくなった場合、その翌日から)6カ月	据置期間経過後5年以内	
	① ②	母子家庭又は父子家庭となって7年未満の世帯で、生活の安定に必要な資金※1	月額 105,000円(合計 2,520,000円) 母子家庭又は父子家庭となって7年未満で、5年以内に貸付を開始し、2年を超えない期間 ※母子家庭の母又は父子家庭の父が生計の中心者でない場合 月額 70,000円	貸付期間満了後6カ月	据置期間経過後8年以内	
住宅資金	① ② ③ ④	住宅を補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000円(特別 2,000,000円) ※特別…災害等により、特に必要と認められる場合	貸付の日から6カ月間	据置期間経過後6年以内 特別7年以内	
転宅資金	① ③ ② ④	住宅を移転するために必要な住宅の賃借に係る資金(敷金、引越し代等)	260,000円	貸付の日から6カ月間	据置期間経過後3年以内	
結婚資金	⑤ ⑦ ⑥ ⑧	婚姻に際し、挙式披露や家具購入等の費用に充てる資金	300,000円	貸付の日から6カ月間	据置期間経過後5年以内	
事業開始資金	① ③ ② ④	事業を開始するのに必要な資金 (店の設備等の資金)	2,930,000円	1年	据置期間経過後7年以内	
事業継続資金	① ③ ② ④	事業を継続するのに必要な資金 (商品や材料の購入等の資金)	1,470,000円	6カ月間	据置期間経過後7年以内	

※1 他に要件がありますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

※2 母又は父等にかかる資金の場合は年1%の利子がかかります。ただし、連帯保証人を立てた場合は無利子となります。

資金の種類 対象・内容		貸付限度額（円）					据置期間	償還期間	利率	
就学支度資金 高校、大学等に入学の際に必要な資金 【対象者】⑤⑥⑦⑧⑨	小学校					64,300		満15歳に達した日の属する学年を修了した後6カ月 （やめたときは、やめた後）6カ月 当該修業施設における知識技能の習得を修了した後（やめたときは、やめた後）6カ月	据置期間経過後 20年以内	
	中学校					81,000				
	高等学校 専修学校（高等課程）	国公立	自宅通学				150,000			
			自宅外通学				160,000			
		私立	自宅通学				410,000			
			自宅外通学				420,000			
	短期大学 大学 専修学校（専門課程） 高等専門学校	国公立	自宅通学	410,000						
			自宅外通学	420,000						
		私立	自宅通学	580,000						
			自宅外通学	590,000						
	大学院	国公立	380,000							
		私立	590,000							
専修学校（一般課程）		自宅通学				150,000		据置期間経過後 5年以内		
		自宅外通学				160,000				
修業施設（高卒）		自宅通学					272,000			
		自宅外通学					282,000			
修学資金 高校、大学等の修学に必要な資金 【対象者】⑤⑥⑦⑧⑨	学校等種別		学年別					当該修学を修了して後（やめたときは、やめた後）6カ月	据置期間経過後 20年以内	
			1年	2年	3年	4年	5年			
	高等学校 専修学校（高等課程）	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000				
			自宅外通学	34,500	34,500	34,500				
		私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000				
			自宅外通学	52,500	52,500	52,500				
	高等 専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500			67,500
			自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500			76,500
		私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500			98,500
			自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000			115,000
	専修学校（専門課程）	国公立	自宅通学	67,500	67,500					
			自宅外通学	78,000	78,000					
		私立	自宅通学	89,000	89,000					
			自宅外通学	126,500	126,500					
	短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500					
			自宅外通学	96,500	96,500					
		私立	自宅通学	93,500	93,500					
			自宅外通学	131,000	131,000					
	大学	国公立	自宅通学	71,000	71,000	71,000	71,000			
			自宅外通学	108,500	108,500	108,500	108,500			
私立		自宅通学	108,500	108,500	108,500	108,500				
		自宅外通学	146,000	146,000	146,000	146,000				
大学院	修士課程	132,000	132,000							
	博士課程	183,000	183,000							
専修学校（一般課程）		49,500	49,500				据置期間経過後 5年以内			

無利子

(注)・専修学校（高等課程・専門課程）は、大阪府育英会・日本学生支援機構貸与対象校のみ貸付対象です。
・専修学校（一般課程）は、上記以外の専修学校で、予備校以外のものです。

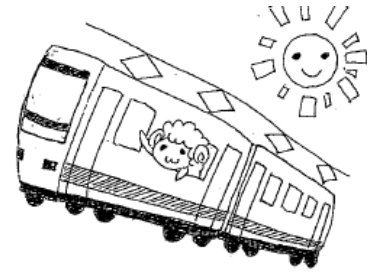
▲ JR通勤定期乗車券の特別割引制度

児童扶養手当の支給を受けている世帯の方が、通勤定期乗車券を購入する場合、特定者資格証明書（1年間）、特定者定期乗車券購入証明書を添えて申込みと3割引で購入できます。

◎申請・問合せ 各区役所保健福祉総合センター 子育て支援課 ※1ページ参照

▲大阪府生活福祉資金

低所得者、高齢者及び障がい者などの償還が見込める世帯を対象に生活の安定を図るために、資金の貸付を行っています。母子・父子・寡婦世帯の方は、母子父子寡婦福祉資金が優先されます。資金の種類により、貸付限度額・返済期間等が異なります。



◎申請・問合せ 堺区南瓦町2番1号（堺市総合福祉会館内）
（社福）堺市社会福祉協議会 生活支援課

☎222-7666

▲小口更生資金

低所得世帯が一時的に生活に困ったときに生計を立て直すための資金の貸付を行っています。貸付の内容によって申請窓口、利息、償還回数が異なります。なお、同時に2種類以上の貸付を受けることはできません。

傷病、賃金の未払・遅配等により一時的に生活が困窮し10万円以内の資金を必要とする場合の貸付

- 対象者 …… 堺市内に3か月以上居住している20歳以上の方（世帯の生計中心者）
- 貸付金額 …… 10万円以内（単身世帯の場合は5万円以内）の必要な額
- 貸付条件 ……
 - ① 利息 — 無利息
 - ② 償還方法 — 2か月据置後、20か月以内均等月賦償還
 - ③ 連帯保証人 — 堺市内居住者1人
- 民生委員児童委員 …… 申込みの際、地区の民生委員児童委員を経由していただきます

◎申請・問合せ （社福）堺市社会福祉協議会 生活支援課

☎222-7666

上記以外のやむを得ない理由による一時的な生活の困窮の場合及び上記理由による困窮ではあるが10万円以内の資金では解決が見込めない場合（25万円以内の資金で解決可能な場合）の貸付

- 対象者 …… 堺市内に3か月以上居住している20歳以上の方（世帯の生計中心者）
- 貸付金額 …… 25万円以内の必要な額
- 貸付条件 ……
 - ① 利息 — 年3%以内（実質2.3%）
 - ② 償還方法 — 2か月据置後、25か月以内均等月賦償還
 - ③ 連帯保証人 — 堺市内居住者1人
- 民生委員児童委員 …… 申込みの際、地区の民生委員児童委員を経由していただきます

◎申請・問合せ 各区役所 保健福祉総合センター 生活援護課 ※最終ページ参照

貸付けを受けようとする本人又はその者が属する世帯の世帯員について、年金等生活維持のために必要な資金を受領することが確実であるにもかかわらず、いまだ受領していない場合の貸付

- 対象者 …… 堺市内に3か月以上居住している20歳以上の方（世帯の生計中心者）
- 貸付金額 …… 10万円以内（単身世帯の場合は5万円以内）の必要な額
- 貸付条件 ……
 - ① 利息 — 無利息
 - ② 償還方法 — 貸付の日の属する月の初日から起算して、6か月以内に償還する
 - ③ 連帯保証人 — 原則、堺市内居住者1人

◎申請・問合せ 堺区南瓦町2番1号（堺市総合福祉会館内）
（社福）堺市社会福祉協議会 生活支援課

☎222-7666

△たばこ小売販売業の許可に関する基準の緩和

財務省（近畿財務局）におけるたばこ小売販売業許可の取得において、母子家庭若しくは寡婦から許可申請があった場合は、予定営業所と既設小売店との距離および取扱高の基準が緩和されます。

◎問合せ

〒540-8550

大阪府中央区大手前 4-1-76(大阪合同庁舎第4号館内)

財務省近畿財務局理財第2課

☎ 06-6949-6368

又は

〒531-0075

大阪府北区大淀南 1-5-10

日本たばこ産業株式会社大阪支社営業総務部許可担当

☎ 06-6450-1277

△少額預金の利子所得等に対する非課税制度

児童扶養手当・遺族年金など受給者されている母子家庭世帯や寡婦の方は、預貯金などの利子が非課税になります。ただし、マル優・特別マル優とも金融機関とゆうちょ銀行との共通枠350万円までと限られています。

◎問合せ

各金融機関、ゆうちょ銀行

▲一般財団法人 堺市母子寡婦福祉会

堺市内の母子家庭の母及び寡婦を中心に組織され、母子家庭及び寡婦の総合交流や相談援護事業を行っています。

堺市からの委託事業である「母子家庭等就業・自立支援センター」において、就労のための講習事業やあらゆる相談にも応じています。

(原則として)毎月第1・3日曜日「休日相談」(就業・生活相談等)

(原則として)毎月第2木曜日の19:30迄「夜間相談」を行っています。

- ・弁護士による無料の養育費相談

毎月第1金曜日(祝日除く。)(相談追加月6月~11月 第2水曜日)

14:00~15:00/15:30~16:30 (1人1時間程度)

- ・弁護士による無料の法律相談

毎月第3木曜日(祝日除く。)

14:00~15:00/15:30~16:30 (1人1時間程度)

△ 母子寡婦福祉会の講習

母子家庭や寡婦の方を対象に、習字・俳画講習会を毎月(主に第2火曜日)実施しております。また、若いお母さんを対象とした母子部会では、切り絵・手芸・その他研修会を開催しています。

▲ 激励 援護 事業

各種事業を通じて、子どもたちの心豊かな成長を願うとともに、親子のふれあい、家族の交流を深めていただくために夏の一日野外活動、みかん狩り等を実施しています。

◎問合せ 堺区南瓦町2番1号(堺市総合福祉会館内) 堺市母子寡婦福祉会

☎ 223-7902

HP: <http://www.sakaiboshi.org>



▲税金のこと

所得税及び復興特別所得税、市民税・府民税が減額される場合があります

下表に該当する方は、所得税の確定申告、市民税・府民税の申告あるいは勤務先での年末調整の際に申告することにより、次の控除が受けられます。

令和2年度税制改正により未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しが行われました。これらの改正は令和3年度の市民税・府民税から適用されます。

・令和2年度（令和元年分）まで

控除の種類	控除の要件	市民税・府民税の控除額	所得税の控除額
寡婦控除	① 夫と死別・離婚後に婚姻していない人や夫が生死不明の人で、扶養親族 ^{※1} または前年中の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子 ^{※2} を有している場合	26万円	27万円
	② 夫と死別後に婚姻していない人や夫が生死不明の人で、本人の前年中の合計所得金額が500万円以下である場合		
	①のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年中の合計所得金額が500万円以下の場合	30万円	35万円
寡夫控除	妻と死別・離婚後に婚姻していない人や妻が生死不明の人で、総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子 ^{※2} を有し、かつ、本人の前年中の合計所得金額が500万円以下の場合	26万円	27万円

※1 扶養親族・・・申告する方と生計を一にする親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）で、前年中の合計所得金額が38万円以下のもの（16歳未満の場合も含まれます）

※2 他の方の同一生計配偶者や扶養親族とされている子は除く

市民税・府民税では、寡婦（寡夫）の方は「非課税」になる場合があります

1月1日現在、寡婦（寡夫）の方で、前年中の合計所得金額が125万円以下（給与の収入金額では2,044,000円未満）の場合、市民税・府民税の均等割も所得割もかかりません。（市民税・府民税非課税）

※令和3年度（令和2年分）から

控除の種類	控除の要件	市民税・府民税の控除額	所得税の控除額
ひとり親控除	配偶者と死別・離婚後に婚姻していない人、配偶者が生死不明の人又は未婚のひとり親で、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子 ^{※1} を有し、本人の前年中の合計所得金額が500万円以下の場合	30万円	35万円
寡婦控除	夫と死別後に婚姻していない人や夫が生死不明の人で、本人の前年中の合計所得金額が500万円以下の場合	26万円	27万円

寡婦控除	夫と離婚後に婚姻していない人で扶養親族 ^{※2} を有しており、本人の合計所得金額が500万円以下の場合	26万円	27万円
------	---	------	------

上記いずれの場合も、事実上婚姻関係と同様の事情と認められる者がいないこと

※1 他の方の同一生計配偶者や扶養親族とされている子は除く

※2 扶養親族・・・申告する方と生計を一にする親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）で、前年中の合計所得金額が48万円以下のもの（16歳未満の場合も含まれます）

市民税・府民税では、ひとり親、寡婦の方は「非課税」になる場合があります

1月1日現在、ひとり親又は寡婦の方で、前年中の合計所得金額が135万円以下（給与の収入金額では2,044,000円未満）の場合、市民税・府民税の均等割も所得割もかかりません。（市民税・府民税非課税）

◎問合せ

市民税・府民税に関すること（市民税課） （※1月1日にお住まいの区によって係が異なります。）		
堺区・西区にお住まいの方	市民税課 市民税第一係	☎ 231-9751
中区・南区にお住まいの方	市民税課 市民税第二係	☎ 231-9752
東区・北区にお住まいの方	市民税課 市民税第三係	☎ 231-9753
美原区にお住まいの方	市民税課 市民税第四係	☎ 231-9754

所得税及び復興特別所得税に関すること	
堺 税 務 署	☎ 238-5551

勤務先での年末調整に関すること
勤務先の給与担当者にお尋ねください

▲住まいのこと

▲府営住宅

ひとり親家庭で住宅にお困りの方については、府営住宅の入居募集を次の区分で募集しています。

募集について

- 総合募集（抽選）
一般世帯向け、新婚・子育て世帯向け、福祉世帯向け、
親子近居向け、期限付入居住宅、車いす常用者世帯向け住宅
- 随時募集（随時）

年6回募集
(4月・6月・8月・
10月・12月・2月)
通年募集



◎問合せ

所管地区	指定管理者	問合せ先
豊中市内・池田市内・吹田市内・ 箕面市内の府営住宅	大阪府住宅供給公社・大阪ガスセキュリテ ィサービス株式会社共同体 千里管理セン ター	☎ 06-6833-6942
高槻市内・茨木市内・摂津市内・ 島本町内の府営住宅	株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅高槻管理センター	☎ 072-685-1092
枚方市内・大東市内・四條畷市内・ 交野市内の府営住宅 (村野住宅・大東朋来住宅及びペア 大東朋来住宅を除く)	近鉄住宅管理株式会社 大阪府営住宅枚方管理センター	☎ 072-861-1091
村野住宅	日本管財株式会社 大阪府営住宅村野管理センター	☎ 072-807-6755
大東朋来及びペア大東朋来住宅	日本管財株式会社 大阪府営住宅大東朋来管理センター	☎ 072-800-6141
守口市内・寝屋川市内・門真市内の 府営住宅	日本管財株式会社 大阪府営住宅寝屋川管理センター	☎ 072-812-2860
東大阪市内の府営住宅 (大東朋来住宅を除く)	近鉄住宅管理株式会社 大阪府営住宅布施管理センター	☎ 06-6789-0321
大阪市内・八尾市内・松原市内・ 柏原市内・羽曳野市内・藤井寺市内・富田林市 内・河内長野市内・大阪狭山市内の府営住宅	株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅藤井寺管理センター	☎ 072-930-1093
堺市（南区を除く）内の府営住宅	株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅堺東管理センター	☎ 072-221-1083
堺市南区（泉北ニュータウン）内の 府営住宅	大阪府住宅供給公社・ 日本総合住生活株式会社大阪支社共同体 泉北ニュータウン管理センター	☎ 072-343-5561
岸和田市内・泉大津市内・貝塚市内・ 泉佐野市内・和泉市内・高石市内・ 泉南市内・阪南市内・忠岡町内・ 熊取町内・田尻町内・岬町内の府営住宅	株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅泉大津管理センター	☎ 0725-28-0002

▲市営住宅

ひとり親家庭で住宅にお困りの方については、市営住宅の入居募集を次の区分で募集しています。

- 総合募集（抽選） 年2回（5月・10月頃）【堺区協和町、大仙西町の市営住宅を除く】
◎問合せ 堺市営住宅管理センター ☎072-228-8225（午前9時～午後6時）
- 堺区協和町、大仙西町の市営住宅の募集 年1回（11月頃）
◎問合せ 住宅改良課 ☎072-228-8113（午前9時～午後5時30分）

△ 母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母が、生活上のいろいろな問題のため、子どもの養育が十分できない場合に、子どもと一緒に入所できる児童福祉施設です。
費用については、所得に応じた負担があります。

◎申請・問合せ 各区役所保健福祉総合センター 子育て支援課 ※1ページ参照

▲ 交流事業

▲ 堺ふぉ〜らむ広場

ひとり親家庭のお母さん・お父さんたちが集い、お互いの情報交換と交流を深めこれからの生活に役立てていただく場です。ひとり親家庭事業とも連携して実施しています。

- 実施場所 : 堺区南瓦町2-1 堺市総合福祉会館2階
- 実施日時 : (原則) 毎月第3日曜日 13:00~16:00
(参加費無料。お子さまを連れて参加できます)

◎問合せ 堺区南瓦町2番1号(堺市総合福祉会館内) 堺市母子寡婦福祉会 ☎ 223-7902

▲ キッズサポートセンターさかい運営事業

子どもと保護者が、「遊び」を出発点に気軽に集まり・交流し・相談できる子育て支援施設として、南海高野線堺東駅前の高島屋堺店9階(堺区三国ヶ丘御幸通59)で、堺市・高島屋・ポーネルンド3者が共同運営しています。

名称	運営主体	開館日時	対象者	概要	連絡先
堺市つどい・交流のひろば	堺市	毎日 10:00~17:00 ※年末年始 (12月30日から1月3日まで)と高島屋堺店の店休日を除く	12歳以下の子どもとその保護者(利用無料) ※子どもだけ・大人だけの利用は不可	子育て家庭が集まり、憩い・交流できる場合で、絵本コーナーや赤ちゃんひろばなどがあります。子育て相談のほか、発達に関する支援も実施しています。	☎ 238-2050
タカシマヤわくわくプレイス	高島屋	※開催イベントによる	※開催イベントによる	ワークショップや親子講座など、子育て応援をテーマに、さまざまなイベントを開催しています。	☎ 238-2011

▲ みんなの子育てひろば

未就学児とその保護者が気軽に集い、交流できる場所です。
同ひろばは、子育て支援活動の実績がある団体が空き店舗や地域の会館などで市の補助を受けて、子育ての相談に応じたり、地域の子育て関係情報の提供などを行ったりします。(無料です)
詳しくは、子ども育成課まで問合せください。

◎問合せ 子ども育成課(堺市役所高層館8階) ☎ 228-7612

教育支援

子どもの教育費については、私立幼稚園就園奨励費等補助金、就学援助（小中学校）、授業料の減免制度（高等学校等）及び各種奨学金（高等学校・大学等）などがあります。

私立幼稚園就園奨励費等補助金

私立幼稚園に通う幼児の保護者の負担を軽減するため、就園奨励費補助金（所得制限あり）と幼児補助金（4歳児・5歳児のみ対象）の助成制度を実施しています。申請は、6月下旬以降に通園先の私立幼稚園を通じて行います。ただし、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園は対象となりません。なお、令和元年10月以降、国の幼児教育無償化により利用料は無償化（上限月額2,57万円）されます。

各種奨学金

中学校3年生や高校3年生になれば予約申請ができる奨学金等があります。在学中の学校の進路相談などで必ずご相談いただき、資金計画を立ててください。

- 入学金等一時金の貸付は奨学金とは別に申込み必要がありますので、ご注意ください
- 奨学金は、入学してから貸与されますので、納入期限にご注意いただき、お早めに学校や担当窓口にご相談ください。
- 貸与型の奨学金は、将来お子さま自身で返還していただくものです。進学先や学費、将来の返還については、お子さまとよく話し合ってください。
- 高等学校等において、平成26年度入学生から授業料以外の教育費の負担を軽減するため、府の「奨学のための給付金」制度があります（生活保護〈生業扶助〉受給世帯、府民税・市民税所得割額が非課税世帯に属する者）。

▲就学援助

公立の小中学校に就学させるのに経済的な理由でお困りの方に就学に必要な費用の一部を援助します。

- 申請 市立各小中学校、各区役所企画総務課または郵送 ※企画総務課については2ページ参照
◎問合せ 堺市教育委員会 学務課 ☎ 228-7485

▲公立高等学校等就学支援金

国公立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として、授業料に充てるための国の「高等学校等就学支援金」制度があります（所得制限あり）。

- 申請時期 4月以降（学校が指定する日）
◎問い合わせ 在籍する高等学校

▲大阪府立大学工業高等専門学校授業料減免等

1～3年生については、国の「高等学校等就学支援金」の対象になります（36ヶ月を限度）。また、本科4年生、5年生、専攻科生等についても経済的理由により学資支払が困難な場合に、授業料の減額または免除を行っています。詳しくは、学校へ問合せください。

▲私立高等学校・専修学校高等課程等生徒就学支援金・授業料支援補助金

府内私立高等学校・私立専修学校高等課程等の生徒の就学を支援するため、国の「高等学校等就学支援金」制度及び大阪府の「授業料支援補助金」制度があります（所得制限あり）。

- 申請時期 4月以降（学校が指定する日）
◎問い合わせ 在籍する高等学校

▲日本学生支援機構（貸与）

経済的理由により、教育を受けることが困難な状況にある大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校に在学する人に対し奨学金を貸付けます。

注）予約申請制度がありますので、申請期間内に在学されている学校を通じて必ず手続きをしてください。

◎問合せ 在学する学校又は日本学生支援機構

☎ 0570-666-301(北'ダ'ヤ)

▲日本学生支援機構（給付）

令和2年度に大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校に進学を予定している非課税世帯の人及びそれに準ずる世帯の人に対し奨学金を給付する制度があります。

注）予約申請制度がありますので、申請期間内に在学されている学校を通じて必ず手続きをしてください。

◎問合せ 在学する学校又は日本学生支援機構

▲大阪府育英会奨学金・入学資金（貸与）

向学心に富みながら、経済的理由により修学が困難な高等学校等に在学する生徒に対し、学資を貸与しています。また、高等学校等へ入学する際に、必要な経費の支弁が困難な方に資金の貸付を行っています。

注）予約申請制度がありますので、申請期間内に在学されている中学校を通じて必ず手続きをしてください。

◎問合せ 在学する中学校、高校、専修学校又は 財）大阪府育英会

☎ 06-6357-6272

▲堺市奨学金

経済的理由で修学が困難な方で、高校などに在学中の1年生と特別支援学校高等部に在学する1～3年生に奨学金を支給します。ただし、府の「奨学のための給付金」制度を受給できるものは対象外です。申請は毎年7月です。（所得や世帯状況を審査し困窮度の高い世帯を優先のうえ、定員の範囲内で決定します。）

◎問合せ 学務課（堺市役所高層館9階）

☎ 228-7485

▲母子父子寡婦福祉資金貸付金（就学支度資金・修学資金）

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の方が扶養する子が、経済的な理由により教育を受けることが困難な状況にある場合、修学・就学支度資金を貸付けます。

注）貸付には事前に相談を必要とし、交付には一定の期間を要します。（詳しくはP29～P33）

◎申請・問合せ 各区役所保健福祉総合センター 子育て支援課 ※1ページ参照

▲堺市立自転車等駐車場の定期使用料の減額

母子父子寡婦福祉資金の修学資金を借受けて修学中の学生が、堺市自転車等駐車場を定期使用している場合に、申請により使用料が減額（半額）されます。貸付決定通知書または証明書が必要。

◎問 合 せ 自転車対策事務所

☎ 252-0525

◎証明書の発行 各区役所保健福祉総合センター 子育て支援課

※1ページ参照

▲泉北高速鉄道等通学費補助制度について

泉北高速鉄道及び南海電鉄を中百舌鳥駅を經由して乗り継いで通学されている市民の方に対し、通学定期運賃の一部を補助することにより、通学費用の負担軽減を図ることを目的としています。対象の方に通学定期利用後に堺市へ申請して頂き、審査後に補助金をお支払いする制度です。

※通学定期利用終了時または更新時に駅窓口で利用証明印を取得していただく必要があります。

詳細は、申請の手引き（駅・区役所・堺市HPから入手可）をご確認ください。

対象者

次に掲げる条件にすべて当てはまる方

- ・通学定期券（実習用定期券も含む）で中百舌鳥駅を經由して泉北高速鉄道と南海電鉄の2社を利用していること
- ・堺市民であること（堺市に住民登録をされている方）
- ・満25歳となる日を含む年度を超えていないこと（満25歳となる日を含む年度末までが対象）
- ・生活保護（通学定期代）を受給していないこと

◎申請・問合せ 堺区南瓦町3番1号
交通政策課（堺市役所内）

☎ 228-3956 （専用ダイヤル）

▲生活困窮世帯の高校生などへの学習支援

市民税非課税の世帯、児童扶養手当を受給されている世帯及び生活保護を受給している世帯の中学・高校生等の子どもに対し、無料で学習できる場であり居場所となる場を提供し、就学意識の向上や学習習慣の形成、社会性の育成等を図ります。

◎問合せ 生活援護管理課（堺市役所内）

☎ 228-7412



その他

電話案内

堺市外局番（072）

◆ 府 庁

大阪府庁 ☎06-6941-0351

◆ 国税・府税・自動車税

堺税務署 ☎238-5551

大阪自動車税事務所和泉分室 ... ☎0725-41-1327

堺税関支署 ☎244-4474

◆ 社会保険

堺東年金事務所 ☎238-5101

堺西年金事務所 ☎243-7900

◆ 裁 判

大阪地方裁判所堺支部・堺簡易裁判所・大阪家庭

裁判所堺支部 ☎223-7001

大阪地方検察庁堺支部 ☎238-6781

◆ 登記・供託

大阪法務局堺支局 ☎221-2756

◆ 警察防犯

堺警察署 ☎223-1234

北堺警察署 ☎250-1234

西堺警察署 ☎274-1234

南堺警察署 ☎291-1234

黒山警察署 ☎362-1234

大阪府暴力追放推進センター堺相談室
..... ☎221-8930

堺海上保安署 ☎244-1771

◆ 教 育

日本学生支援機構(返還相談) ... ☎0570-666-301

財)大阪府育英会(採用貸付課)
..... ☎06-6357-6272

◆ 公証人

堺公証役場 ☎233-1412

◆ 労 働

ハローワーク堺 ☎238-8301

ハローワークプラザ泉北 ☎291-0606

堺労働基準監督署 ☎340-3829

羽曳野労働基準監督署 ☎072-942-1308

大阪府総合労働事務所南大阪センター
..... ☎273-6100

公益財団法人 堺市就労支援協会

..... ☎244-3711

◆ 住 宅

大阪府住宅供給公社

北浜管理センター

(公社賃貸住宅<南区以外>) ☎06-6203-5454

堺東管理センター

(府営住宅<南区以外> ☎221-1083

泉北ニュータウン管理センター

(府営住宅公<南区>) ☎343-5561

(公社賃貸住宅<南区>) ☎343-5562

UR 都市機構

泉北営業センター ☎290-6900

◆ 郵便局

堺郵便局 ☎232-0091

鳳郵便局 ☎271-1383

堺金岡郵便局 ☎255-9993

堺中郵便局 ☎281-0024

泉北郵便局 ☎0570-059-894

美原郵便局 ☎361-0050

◆ その他

法テラスサポートダイヤル ☎0570-078374

日本たばこ産業 大阪支社 ☎06-6450-1277

サンスクエア堺 ☎222-3561

◆ 堺市役所

堺市役所	☎072-233-1101 (代表)
子ども家庭課	☎228-7331
子ども育成課	☎228-7612
幼保運営課	☎228-7231
生活援護管理課	☎228-7412
長寿支援課	☎228-8347
堺市教育委員会 学務課	☎228-7485
雇用推進課	☎228-7404

◆ 各区役所企画総務課

堺区企画総務課	☎228-7403
中区企画総務課	☎270-8181
東区企画総務課	☎287-8100
西区企画総務課	☎275-1901
南区企画総務課	☎290-1800
北区企画総務課	☎258-6706
美原区企画総務課	☎363-9311

◆ 各区子育て支援課

堺区子育て支援課	☎222-4800
(子育て相談等)	☎228-7023)
中区子育て支援課	☎270-0550
(子育て相談等)	☎278-0178)
東区子育て支援課	☎287-8198
(子育て相談等)	☎287-8612)
西区子育て支援課	☎343-5020
(子育て相談等)	☎271-1949)
南区子育て支援課	☎290-1744
(子育て相談等)	☎290-1744)
北区子育て支援課	☎258-6621
(子育て相談等)	☎258-6621)
美原区子育て支援課	☎341-6411
(子育て相談等)	☎363-4151)

◆ 各区保険年金課

堺区保険年金課	☎228-7413
中区保険年金課	☎270-8189
東区保険年金課	☎287-8108
西区保険年金課	☎275-1909
南区保険年金課	☎290-1808
北区保険年金課	☎258-6743
美原区保険年金課	☎363-9314

◆ 市民税課 (課税)

堺区・西区 (市民税第一係)	☎231-9751
中区・南区 (市民税第二係)	☎231-9752
東区・北区 (市民税第三係)	☎231-9753
美原区 (市民税第四係)	☎231-9754

◆ 保健センター

堺保健センター	☎238-0123
ちめが丘保健センター	☎241-6484
中保健センター	☎270-8100
東保健センター	☎287-8120
西保健センター	☎271-2012
南保健センター	☎293-1222
北保健センター	☎258-6600
美原保健センター	☎362-8681

◆ 子育て

堺市ファミリー・サポート・センター	☎222-8066
ぐんぐん病児保育室	☎275-7517
病児保育室ぞうさん	☎271-5163
清恵会病児保育室めぐみ	☎223-8199
病児保育室ゆめぼけっと	☎295-1500
病児保育室ゆりかご	☎234-6800
子ども相談所	☎245-9197

◆ 相談

消費生活センター	☎221-7146
人権ふれあいセンター	☎245-2525
(社福) 堺市社会福祉協議会	☎232-5420
堺区事務所	☎226-2987
中区事務所	☎270-4066
東区事務所	☎287-0004
西区事務所	☎275-0255
南区事務所	☎295-8250
北区事務所	☎258-4700
美原区事務所	☎369-2040
母子家庭等就業・自立支援センター	☎224-7766
一般財団法人堺市母子寡婦福祉会	☎223-7902

